



国立大学法人

鳴門教育大学

学生生活案内

CAMPUS LIFE GUIDE

2026

はじめに

この「学生生活案内」は、みなさんが本学に入学して卒業（修了）するまで学生生活を送るためのガイドブックです。

学生生活を送るにあたって知っておかなければならないこと、あるいは知っておいた方が便利なことなどを掲載しました。大いに利用して、より充実した学生生活を送ることを願っています。

なお、掲載内容等の変更があった場合はその都度掲示等でお知らせします。

鳴門教育大学ウェブページから、大学の概要や、学生生活に関する様々な情報を得ることができます。

「鳴門教育大学」 <https://www.naruto-u.ac.jp/>



授 業 時 間

第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50

2026(令和8)年度

学生生活案内



本学の概要



学生生活



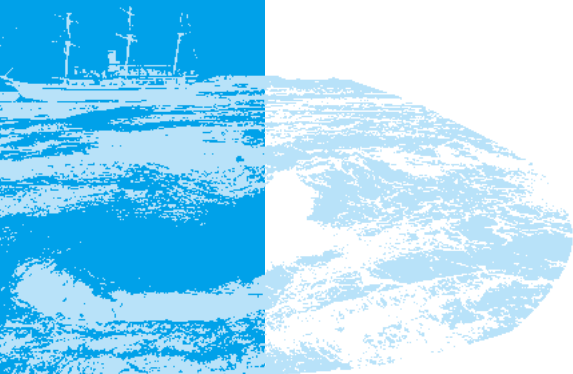
規則集



キャンパスMAP



Q & A ~こんなときはこちらへ~



鳴門教育大学



本学の概要 1

○創設の趣旨・目的.....	3
○大学の組織図.....	4
○所在地一覧.....	5
○学歌・学生歌.....	6
○学章・ロゴタイプ.....	9
○マスコットキャラクター・タグライン.....	10

学生生活 11

○窓口案内.....	13
窓口取扱時間.....	14
事務室等の建物配置図.....	14
○行　　事.....	15
学年暦.....	15
学校教育学部教員養成研修.....	15
大学祭（鳴潮祭）.....	16
○学部におけるクラス制度.....	17
○諸　手　続.....	18
修学関係.....	18
授業関係.....	19
証明書.....	20
課外活動関係.....	21
学生宿舎関係.....	22
授業料関係.....	22
奨学金関係.....	23

海外渡航関係	23
その他	23
○学生証	24
○表彰・懲戒	25
表彰	25
懲戒	26
○ルール・マナー等	27
大学からの連絡方法	27
郵便物の取扱い	27
落とし物・忘れ物	27
文書掲示，配布等について	28
建物の施錠	28
キャンパス内の環境保全	28
喫煙	28
飲酒	29
国民年金	29
生活のマナー	30
交通規則の遵守について	31
車両出入口の施錠	31
学内交通ルール	31
バイク・自転車について	32
○安全に生活するために	34
災害時の対応	34
火災予防	
盗難	34
消費者トラブル等	35
薬物乱用防止	35
カルト的宗教団体，その他悪質な勧誘	36
防犯対策	36
緊急時の連絡等	37
A E D（自動体外式除細動器）について	39





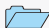

○授業料, 奨学制度	40
授業料の納付について	40
授業料の免除等	40
奨学制度	41
日本学生支援機構奨学金	
日本学生支援機構以外の奨学金	
○福利厚生	45
学校学生生徒旅客運賃割引証等の発行	45
学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割証)	
通学証明書 (学生割引)	
団体旅行申込書 (団体割引)	
アルバイトの紹介	46
学生会館	46
学生の居住施設	48
学生宿舎	
○保険制度	49
学生教育研究災害傷害保険	49
学生教育研究賠償責任保険	51
学研災付帯学生生活総合保険	54
ボランティア活動保険	54
スポーツ安全保険	55
○健康管理	56
心身健康センター	56
定期健康診断	
応急処置	
健康相談	
精神保健相談	
○学生相談	57
学生なんでも相談室	57
心身健康センター内相談室	58
ピア・カウンセリング	58

セクシュアル・マイノリティの当事者及び家族や支援者への	
グループカウンセリング	59
その他の相談窓口	59
ハラスメントについて	60
○課外活動	61
課外活動について	61
課外活動に係る諸手続	61
学生団体について	61
学生団体一覧表	62
施設等の利用	63
ロッカーについて	65
貸出物品	65
グループ学修等に利用できる部屋一覧	66
学外研修施設	67
○学生の組織（学生会・院生会）	68
○就職支援・ボランティア活動	69
就職支援	69
ボランティア活動	70
就職状況	71
○海外留学	72
○教育実習総合支援センター	74
○長期履修学生支援センター	75
○情報基盤センター	75
○附属図書館（富田製薬まなびの図書館）	76
○附属学校	77
規則集	79
キャンパスMAP（建物平面図）	83



本学の概要



-  創設の趣旨・目的
-  大学の組織図
-  所在地一覧
-  学歌・学生歌
-  学章・ロゴタイプ
-  マスコットキャラクター・タグライン



本学の概要

● 創設の趣旨・目的

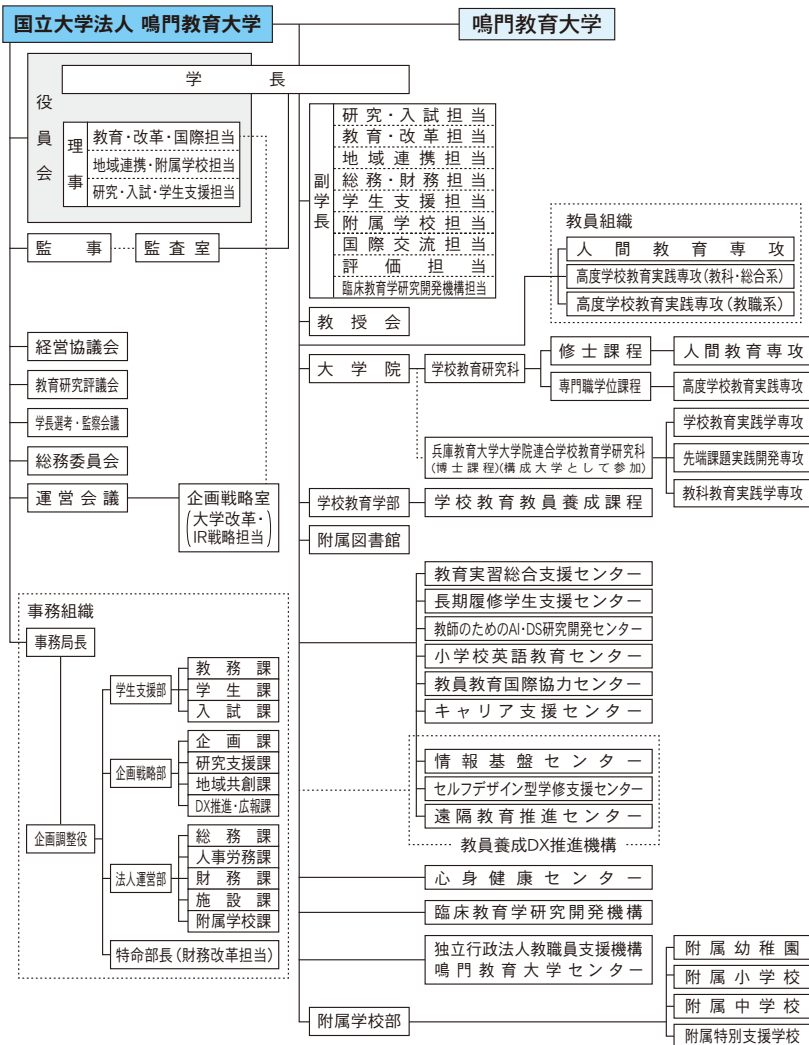
教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に創設された新しい構想の国立大学である。昭和59年4月に大学院（修士課程）の1期生を迎え、学校教育学部の1期生が入学したのは、昭和61年4月である。



大学の組織図

本学の組織は、次の組織図のとおりです。



● 所在地一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大学院学校教育研究科 学校教育学部 附属図書館 教育実習総合支援センター 長期履修学生支援センター キャリア支援センター 教師のためのAI・DS研究開発センター 小学校英語教育センター 教員教育国際協力センター 心身健康センター 教員養成DX推進機構 セルフデザイン型学修支援センター 情報基盤センター 遠隔教育推進センター 臨床教育学研究開発機構 独立行政法人教職員支援機構・鳴門教育大学センター	〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748番地	TEL 088(687)6000(代表) FAX 088(687)6040
学生宿舍	〒772-0051 鳴門市鳴門町高島字中島99番地の7	
附属幼稚園	〒770-0808 徳島市南前川町2丁目11番地の1	TEL 088(652)2349(代表)
附属小学校	〒770-0808 徳島市南前川町1丁目1番地	TEL 088(623)0205(代表)
附属中学校	〒770-0804 徳島市中吉野町1丁目31番地	TEL 088(622)3852(代表)
附属特別支援学校	〒770-0803 徳島市上吉野町2丁目1番地	TEL 088(653)0151(代表)
職員宿舍	〒772-0022 鳴門市里浦町栗津字西開168番地の2	



学歌・学生歌

鳴門教育大学学歌

原作 浮橋 康彦
 補作 学歌制定選考委員会
 作曲 松岡 貞史

♩ = 92

mp

1. わ

たおな つきび みよーのくに なうと みーはまき かれみ がしち やしまれ きよは うかお

ねよの りくあじ ーるうし うはあ おはへ たかた かりだ るめつ わくみ

かにに こへつ まにけ ーのりし はとち せもえ てがと き ゆつち くだか がらにいと ままそ

mf

mp

The musical score consists of two systems. The first system is in 3/2 time, starting with a treble clef and a key signature of two flats (B-flat and E-flat). The vocal line begins with a forte (*f*) dynamic. The piano accompaniment starts with a mezzo-forte (*mf*) dynamic. The second system continues in 3/2 time, with a key signature change to one flat (B-flat) and a dynamic of mezzo-piano (*mp*). It includes first, second, and third endings. The lyrics are written in Japanese under the notes.

鳴門教育大学学歌

1. わたつみの ^{なみ} 波は ^か かがやき ^{なみ} 浮橋 康彦
 うねり来る ^{うねり} 潮 ^{なみ} 高鳴る ^{なみ} 学歌制定選考委員会
 若駒の ^{わがこ} 馳せて ^は ゆくがに ^{なみ} 作曲 松岡貴史
 真理への ^{まこと} 意気は ^い 高らか ^{なみ}
 教育の ^{きょういく} 理想を ^{りそう} めざす
2. 遠き代に ^{とほ} 生まれし ^う 島よ ^{しま}
 通い合う ^{とほ} 橋は ^{はし} 架かりぬ ^か
 国々より ^{くに} 友が ^{とも} 集い ^{つど}
 学び合う ^{まな} 望み ^{のぞ} かがやき ^{なみ}
 教育の ^{きょういく} 道を ^{みち} 究めん ^{たづ}
3. 学舎に ^{まなびや} 時 ^{とき} 満ちくれば ^み
 おのがじし ^{おの} 明白へ ^{あきら} 旅立つ ^{たびたつ}
 身につけし ^み 知恵と ^{ちえ} 力と ^{ちから}
 創造の ^{そうぞう} みのり ^み 豊けく ^{ゆたか}
 教育の ^{きょういく} ふるさと ^{ふるさと} こは ^{こは}

「鳴門教育大学学生歌」

作詞：中尾教子

作曲：近森真哉

♩ = 108 ~ 112

生き生きと

mp

1. はまかぜ かおる たかしま
2. の もゆる たかしま

mf

にわがなるきょうのまらびやあ
にわがなるきょうのみらーいあ

mf

りおしえのみちをまなぼらん
りおしえのまことまさとらん

f

と いさんでつどい しわがとも
と たがい にちかい しわがとも

ff

よ きよきこころをみ
よ きあつきこころをみ

1. 2.


が かばーや みどりや
だ かばー

熱互教我新
きながわみ
い育えがの
心にの鳴
を誓の真の
抱い理の
かし未
ば悟ら来
や我わらあ
がらんと
友ととり
よ

清勇教我浜
きいさ育えが
心での鳴
を集道の教
をいをの
磨いし学
かばし学
や我わらあ
がらんと
友ととり
よ

鳴門教育大学学生歌
作詞 中尾教子
作曲 近森真哉

● 学章・ロゴタイプ

本学の学章「」は昭和61年2月に制定されたものです。制定にあたっては、学章制定選考委員会を設けて、教職員及び学生から公募し、応募作品39点について検討を行いました。該当するものがなく、更に専門家の江藤隆介、村上正典、西田威汎3氏の協力により制定されたものです。



学 章

- ・ 上部はNarutoのNを、下部はUniversityのUを表しています。
- ・ 上部は、鳴門の島々を、下部は動的な海を表しています。
- ・ 3つに分かれた各部分が職員、学部生、院生を意味し、一体となっている様を表しています。

- 和英のどちらのロゴも、誰でも読みやすいゴシック体を使用しています。
- 特殊な装飾や複雑な形状はなく、様々な媒体やサイズでも視認性が損なわれにくい設計です。

鳴門教育大学

Naruto University of Education

※パンフレット等に使用を希望する場合は、学生課学生係までお問い合わせください。(E-mail gakusei@naruto-u.ac.jp)

● マスコットキャラクター・タグライン

- 「なる★ワン」。鳴門+犬の鳴き声+就職率No.1が由来です。
- 鳴門教育大学の構内で生まれ、鳴門教育大学生にかわいがられ大きくなりました。
- 大学の授業を窓から覗いているうちに、自分も先生になる夢を持つようになりました。

本学の主催する事業や、広報活動（教育・研究活動及び課外活動を含む。）に使用する場合は、手続きなく使用できます。

ぜひ、積極的になる★ワンを使ってください。



- タグラインは、鳴門教育大学が「社会にどのような価値を提供するのか」を表現する合言葉のようなフレーズです。
- 「教師教育（教員養成と現職教員教育）」を鳴門という立地から果てしない大海原に見立て、新構想の教育大学としてわが国の教師教育を先導する大学の姿勢を表しています。

教師教育に、
あたらしい潮流を。



学生生活



📁 …… 窓口案内

📁 …… 行事

📁 …… 学部におけるクラス制度

📁 …… 諸手続

📁 …… 学生証

📁 …… 表彰・懲戒

📁 …… ルール・マナー等

📁 …… 安全に生活するために

📁 …… 授業料, 奨学制度

📁 …… 福利厚生

📁 …… 保険制度

📁 …… 健康管理

📁 …… 学生相談

📁 …… 課外活動

📁 …… 学生の組織

📁 …… 就職支援・ボランティア活動

📁 …… 海外留学

📁 …… 教育実習総合支援センター

📁 …… 長期履修学生支援センター

📁 …… 情報基盤センター

📁 …… 附属図書館

📁 …… 附属学校



学生生活

窓口案内

在学中の修学，課外活動，就職等学生生活に関わる事務担当の主な業務は次のとおりです。

分からないことや困ったことがあれば，遠慮なく相談に来てください。

どこに行けばいいかわからない時は，教務課・学生課（総合学生支援棟）でお問い合わせください。

課	主な業務	場 所	担当課等	電 話
教務課	修学指導，学業成績，授業，学位，入学・休学・退学等	総合学生支援棟2階	教務課教務係	088-687-6692
	教育職員免許状，諸証明等		教務課教育支援係	088-687-6095
	実地教育，介護等体験 教育実習総合支援センター等		教務課教育実習係	088-687-6598
	長期履修学生支援センター等		教務課教務係	088-687-6692
学生課	課外活動，学生の表彰・懲戒，学割，学生相談，入学科・授業料免除，奨学金，アルバイト，学生会館，学生教育研究災害傷害保険，学生生活に関すること等	総合学生支援棟1階	学生課学生係	088-687-6117 -6118 -6119
	学生宿舍関係			088-687-6120
	海外留学，外国人留学生，国際交流	総合学生支援棟1階 (キャリア支援センター)	学生課国際交流室国際交流係	088-687-6111
	就職支援行事，進路指導，ボランティア活動等		学生課就職支援係	088-687-6112 -6113
その他	授業料，寄宿料納付等	本部棟3階	財務課	088-687-6060
	キャンパス・ネットワーク，端末室関係	情報基盤センター1階	情報基盤センター事務局 DX推進・広報課	088-687-6170
	学業・生活に関するあらゆる問題，疑問，悩み及び障害のある学生の相談，合理的配慮に関する相談	総合学生支援棟1階	学生なんでも相談室	088-687-6218
	健康相談・健康診断，学生相談	本部棟1階	心身健康センター	088-687-6631
	学部・大学院入試	本部棟1階	入試課	088-687-6131
附属図書館	附属図書館 (富田製菓まなびの図書館)	附属図書館事務局	088-687-6156	

★組織の名称等は，変更する場合があります。 ★建物の場所は次頁の図を参照してください。

■ 窓口取扱時間（教務課・学生課）

・月～金（長期休業期間中及び祝日除く。）8：30～18：30

・月～金（長期休業期間中）8：30～12：00，13：00～17：15

※全学一斉休業日及び年末年始（8月・12月の指定日，12/29～1/3）の窓口取扱はありません。

※大学の行事等のため，この時間を変更することがあります。

※長期休業期間…春期，夏期，冬期，学年末休業期間

※「その他関係部署」の窓口取扱時間は，8：30～12：00，13：00～17：15です。（※学生なんでも相談室はP57を，心身健康センターはP56を参照してください。）

■ 事務室等の建物配置図



● 行 事

■ 学年暦

「学年暦」は、大学の年間行事計画です。毎年度、大学ウェブページに掲載されますので、[日程等詳細について](#)、必ず確認してください。

(本学ウェブページ内「学生生活・就職」→「授業に関するガイド」→「学年暦(学部)」又は「学年暦(大学院)」)

また、学年暦に掲載されている行事以外にも、就職支援行事や各種説明会等様々な行事がありますので、掲示等で随時確認してください。

■ 学校教育学部教員養成研修

本学では、学部入学時からキャリア教育を体系的に取り入れた研修を実施しています。なお、合宿については、状況に応じて合宿を中止し、学内等で代替研修とすることがあります。

2026(令和8)年度の計画は次のとおりです。

学校教育学部新入生合宿研修

期 日	2026(令和8)年4月9日(木)～4月10日(金)
場 所	国立淡路青少年交流の家
主な内容	クラス別討議、履修・学生生活相談、講演等
目 的	新入生が新しい環境にできるだけ早くなじみ、大学の構成員として学生相互の連帯を深める。

学校教育学部2年次生研修

期 日	2026(令和8)年9月30日(水)
場 所	学内(共通講義B棟)
主な内容	クラス別討議、集団活動、講演等
目 的	将来、教員になるために必要な自覚と認識を深め、より資質の優れた教員の養成に資する。

学校教育学部3年次生研修

期 日	2026(令和8)年10月1日(木)
場 所	学内(未定)
主な内容	自己PR、集団面接練習、講演等
目 的	就職活動への心構えを形成するとともに、採用試験等で求められているものを把握し、就職活動に資する。

■ 大学祭（鳴潮祭）^{めいちようさい}

大学祭（鳴潮祭）は、大学構成員相互の親睦を深めるとともに、開かれた大学として地域の人々との交流などを目的として、例年11月に行われています。主に学部2年生を中心とした大学祭実行委員会のみなさんが企画・実施しています。



大学祭(鳴潮祭)

大学祭ガイドライン

平成16年4月1日
学生支援委員会

大学祭の企画・実施に際してのガイドラインを次のとおり提示しますので、十分趣旨を理解の上、この線に沿って学生支援委員会と連絡を密にし、今後の企画・実施に当たってください。

記

全般について

- ☆ 大学祭は、本来学生主体によるものであり、あくまでも大学生として良識のあるものであり、公序良俗に反しないものであること。また、特定の宗教・政党・企業の宣伝活動は行わないこと。

企画について

- ☆ 企画に当たっては、鳴門教育大学としての特色を生かし、地域住民との交流を図れるようなものを盛り込むことが望ましい。

実施に当たって

- ☆ 大学祭は非営利的なものとし、その予算規模は、配分予算の枠内を原則とし、枠外財源確保のための対外的な寄附行為や販売行為等に無理の生じないよう配慮すること。
- ☆ 企画は、事故の危険性のないものとし、内容によっては、警察署、消防署、保健所、市役所、税務署等による事前の指導・助言を受けること。また、大学周辺の住民に対しても、協力依頼の挨拶を必要に応じて行うこと。
- ☆ 広報活動については、マスコミ、商店街（銀行、スーパーを含む。）及びポスター等を通じて積極的に行う場合には、美観を損なわないように心掛けること。

総括について

- ☆ 終了後は総括報告書（様式任意）を学生支援委員会に提出するとともに、学外の世話になったところへも挨拶をし、広報用掲示物等は速やかに整理すること。

● 学部におけるクラス制度

本学学校教育学部では、各専修・教育コース別に、クラスを編成することになっています。

このクラス制度は、教員と学生及び学生相互の交流を深め、また、学生の修学、学生生活等に関する事項について学生に指導助言を行うことなどを目的としており、各クラスにはクラス担当教員が置かれています。

また、クラスにクラス幹事若干人を置き、この幹事はクラス担当教員との連絡に当たります。

なお、卒業研究の指導教員が決定した時点からは、クラス担当教員と連携をとりながら、その指導教員が主に指導助言を行うこととされています。

2026 (令和8) 年度クラス担当教員名簿

学年 専修・教育コース名	1 年次 (2026 (令和8) 年～)	2 年次 (2025 (令和7) 年～)	3 年次 (2024 (令和6) 年～)	4 年次 (2023 (令和5) 年～)
幼児教育専修	木村直子	垂髪あかり	湯地宏樹	佐々木 晃
学校教育実践コース	江川克弘	川上綾子	馬場大樹	藤原伸彦
国語科教育コース (小) 国語科教育コース (中)	平川恵実子	幾田伸司	余郷裕次	構大樹
英語科教育コース (小) 英語科教育コース (中)	田尾俊輔	山森直人	千菊基司	木口圭子
社会科教育コース (小) 社会科教育コース (中)	青葉暢子	井上幸希	町田 哲	畠山輝雄
算数科教育コース 数学科教育コース	藤原大樹	田中晴喜	宇田川陽一	秋田美代
理科教育コース (小) 理科教育コース (中)	寺島幸生	田川一希	粟田高明	福地里菜
音楽科教育コース (小) 音楽科教育コース (中)	山田啓明	青木彩絵子	小島美美子	日下瑤子
図画工作科教育コース 美術科教育コース	栗原 慶	上野 高	山田芳明	家崎 萌
体育科教育コース 保健体育科教育コース	泉 彩夏	湯口雅史	齋藤祐一	南 隆尚
技術科教育コース (小) 技術科教育コース (中)	宮本賢治	米延仁志	曾根直人	美井野 優
家庭科教育コース (小) 家庭科教育コース (中)	速水多佳子	池添純子	小野瀬裕子	西川和孝
特別支援教育専修	高橋眞琴	大谷博俊	岡 綾子	小倉正義

● 諸 手 続

- (1) 修学・その他の諸手続・諸証明等については、学則・学生規則・その他関係諸規則によって定められています。これらの諸手続等は、それぞれの場合に必ず行わなければならないので、よく理解し、遵守してください。
- (2) 諸届・諸願の届出は、提出期日が定められていますので、よく確認してください。また、期日が定められていない諸届等についても、早めに担当窓口にご相談してください。
- (3) ※印の証明書等は、総合学生支援棟2階教務課内設置の証明書自動発行機で即日交付が受けられます。

■ 修学関係

提出書類	担当窓口	備 考
退 学 願	教 務 課	原則として、希望する日の1か月前までに提出すること。
休 学 願	"	休学願：2か月以上継続して修学できない場合に提出
休学期間延長願	"	原則として、いずれも希望する日の1か月前までに提出すること。 疾病の場合には医師の診断書を添付すること。
復 学 願	"	
転 学 願	"	転学先大学の承諾書を添付すること。
死亡・行方不明の届 け 出	"	死亡の場合は死亡診断書、行方不明の場合は警察署長等の行方不明を立証できる書類を提出すること。
学 生 記 録 票 記載事項変更届	学 生 課 学 生 係	住所・電話番号等の変更、改姓等は、速やかに届け出ること。 (一部情報はライブキャンパスから入力可能)
留 学 願	学 生 課 国 際 交 流 室 国 際 交 流 係	受入大学の承諾書を添付すること。
留学期間延長願	"	受入大学の承諾書又は許可書を添付すること。

■ 授業関係

提出書類	担当窓口	備考
履修届	教務課	大学院学生及び学部学生は、クラス担当教員又は指導教員の指導を受けた上、履修しようとする授業科目をライブキャンパスに登録期限までに各自で入力すること。(期限は毎年確認すること)
欠席届	"	事情により授業を欠席する際は、ライブキャンパスに各自で入力すること。(インカレ参加による欠席も同様) 7日以上にわたるときは、欠席届の入力とともに医師の診断書等を教務課まで提出すること。
学位論文計画書	"	修士課程の学生は、研究指導教員の承認を得たものを入学年度(長期履修学生は、2年次)の11月末日(その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、土曜日に当たるときは、前日とする。)までに提出すること。
学位論文計画書 (変更届)	"	修士課程の学生は、申請された論文題目を変更する場合は、研究指導教員の承認を得たものを修了予定年度の11月末日(その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、土曜日に当たるときは、前日とする。)までに提出すること。
学位論文審査願	"	修士課程の学生は、修了予定年度の1月20日(その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、土曜日に当たるときは、前日とする。)までに学位論文に添えて提出すること。
学修評価判定願	"	専門職学位課程(教職大学院)の学生は、修了予定年度の1月20日(その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、土曜日に当たるときは、前日とする。)までに最終成果報告書に添えて提出すること。
追試験願	"	病気その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった場合、当該試験実施後14日以内に提出すること。 なお、提出の際には欠席届を入力すること。

■ 証明書

証 明 書	担 当 窓 口	備 考
成績証明書 (※)	教 務 課	証明書自動発行機で即日交付が受けられます。 (P 24参照)
在学証明書 (※)	〃	
修了見込証明書 (※)	〃	
卒業見込証明書 (※)	〃	
学力に関する証明書 (教員免許申請用)	〃	交付を受けたい日の5日前(休日となる日を除く。)までに申し込むこと。
教育職員免許状取得 見 込 証 明 書	〃	
プレ・ディプロ マ・サプリメント (学位・資格にかか わる能力証明書)	〃	教員養成学修可視化システム「セルデザ」で即日 交付 (PDF ファイル) が受けられます。 (セルデザURL : https://naruto-u-sdl2.arithmerdb.com)
健康診断証明書 (※)	心身健康センター	証明書自動発行機で即日交付が受けられます。 (本学の実施する定期健康診断を受診していること。)
学生証再交付	学 生 課 学 生 係	学生証を紛失・破損等した場合は、願い出ること。 (再交付は有料)
旅客運賃割引証 (学 割 証) (※)	〃	証明書自動発行機で即日交付が受けられます。 (P 24, 45参照)
通 学 証 明 書	〃	交付を受けたい日の3日前(休日となる日を除く。)までに申し込むこと。(P 45参照)
団体旅行申込書	〃	

■ 課外活動関係

提出書類	担当窓口	備 考
学生団体設立許可願	学 生 課 学 生 係	学生課で相談すること。 規約、会員名簿等を添付すること。
学生団体継続許可願	〃	活動継続を希望する団体は、必ず提出すること。 提出期日ほか詳細は、掲示等により通知する。
学生団体目的等変更願	〃	団体の顧問教員、名称、活動目的、規約の変更等を行う場合は、必ず願い出ること。
学生団体解散届	〃	
学外団体加入等願	〃	学外団体主催行事への参加、又は行事を共催しようとする場合は、当該学外団体の規約、参加者名簿、計画表等を添付し、活動日の7日前までに提出すること。
集会開催許可願	〃	行事・集会等を開催しようとする日の7日前(学外の者が参加する場合は15日前)までに提出すること。
文書等掲示許可願	〃	掲示しようとする文書等を添えて願い出ること。 大きさは、75cm×100cm以内、掲示期間は1週間以内、場所は学生用掲示板とする。
配付行為等許可願	〃	学内でピラ等の配付、又は署名・募金活動を行うおとするとき、希望日の7日前までに提出すること。
拡声器等使用願	〃	学内で拡声器その他の音響機器を使用しようとするとき、希望日の7日前までに提出すること。
施設等使用願	〃	
集会室使用許可願	〃	学生課で使用状況を確認すること。 施設等使用願、集会室使用許可願——使用日の7日前まで 体育施設使用願——使用日の10日前まで
体育施設使用願	〃	
課外活動共用施設使用願	〃	提出期日は掲示等により通知する。

■ 学生宿舎関係

提出書類	担当窓口	備考
学生宿舎入居願	学 生 課 学 生 係	
学生宿舎退去願	"	退去しようとする日の2週間前(2月又は7月に退去する場合は4週間前)までに提出すること。
寄宿料免除申請書	"	被災を証明する書類を添付すること。
寄宿料納付	財 務 課	納付方法については、原則的に口座振替(引落)とする。(口座振替日は掲示等により要確認) 8月及び3月分の寄宿料は、それぞれ前月分と共に納付すること。 納付期限(原則毎月20日)を過ぎても納付しない場合は本人に督促するが、3ヶ月以上納付を怠ると、学生宿舎規則第18条によって退去処分を受ける。
学生宿舎使用光熱水料等納入	学 生 課 学 生 係	納入日等詳細については、学生宿舎内に掲示する。
学生宿舎入居証明書	"	交付を受けたい日の3日前(休日となる日を除く。)までに申し込むこと。

■ 授業料関係

提出書類	担当窓口	備考
授業料免除申請書	学 生 課 学 生 係	申請期日、その他必要な事項はウェブページ等により通知する。
授業料徴収猶予申請書		
授業料納付	財 務 課	口座振替又は振込で納付すること。 納付期限を過ぎても納付しない者は本人等に督促するが、納付しない者は、学則第84条によって除籍される。

■ 奨学金関係

提出書類	担当窓口	備考
日本学生支援機構奨学金	学 生 課 学 生 係	申請期日、その他必要な事項は掲示等により通知する。 (掲示板を見落とさないように注意すること)
その他の奨学金		

■ 海外渡航関係

提出書類	担当窓口	備考
海外渡航届	学 生 課 学 生 係	渡航の一週間前までに提出すること。 (日程表を添付すること。)

■ その他

提出書類	担当窓口	備考
構内駐車許可申請書	学 生 課 学 生 係	大学構内に駐車しようとする場合に、提出すること。(P 31 参照)
講義室使用許可願	教 務 課	講義室を使用する場合は、事前に必ず提出すること。 また、使用時間は原則9時から20時とする。 なお、17時以降に使用する場合は、当日の17時までに提出すること。

証明書自動発行機について

一部の証明書及び学割証は「証明書自動発行機」で入手できます。

証明書自動発行機の設置場所：総合学生支援棟2階教務課内

利用可能時間：月～金（長期休業期間中及び祝日除く。）8：30～18：30

発行できる証明書等：

在学証明書，修了見込証明書，卒業見込証明書，

健康診断証明書，学割証，成績証明書

利用方法：画面に従って操作してください。

発行手数料：無料（2026（令和8）年4月1日現在）

● 学生証

学生証（ICカード）は、本学の学生であることを証明するものです。学生生活の様々な場面で必要となりますので、常に携帯し、紛失・破損等しないよう管理してください。

<学生証を使用する場面例>

- ・ 定期試験
- ・ 附属図書館，情報機器を設置している教室等
- ・ 証明書自動発行機の利用
- ・ 定期健康診断の受診
- ・ 本学関係者から提示請求があったとき など

注 意 事 項

- ・ 万が一、紛失又は破損したときは直ちに学生課に届け出て、再交付（有料（改姓等除く））の手続きを行ってください。再交付には1ヶ月程度かかる場合があります。
- ・ 他人に貸与・譲渡してはいけません。
- ・ 折り曲げたり、電子機器の近くに置かない等取り扱いには慎重に行ってください。
- ・ 卒業・修了・その他学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を返還してください。

● 表彰・懲戒

■ 表彰

本学では、スポーツ競技、展覧会、研究活動等で優秀な成績を挙げた学生又は学生団体を、学長が表彰する「学生表彰」を年2回（前期・後期）行っています。

表彰の対象は、次のいずれかに該当し、かつ、本学の名誉を高めたと認められるものとされています。（「鳴門教育大学学生表彰規程」参照）

- ・学業及び研究活動等において、学会又は社会的に高い評価を得たもの
- ・課外活動において、全国大会等のスポーツ競技会で優秀な成績を収めたもの又は芸術・文化活動で作品・公演等が全国規模の審査等で賞を得たもの
- ・社会活動（ボランティア活動、人命救助等）で公的機関等において表彰されたもの
- ・国際協力・貢献に関し、顕著な功績があったもの。
- ・その他これらに準ずると認められる功績等があったもの

なお、被表彰者の選考は、指導教員又は顧問教員等の申出に基づき行いますので、学生のみなさんは、該当する成績を挙げた場合、指導教員又は顧問教員等に報告してください。

そのほかの学内表彰制度は次のとおりです。

○前田賞

本学の初代学長である故前田嘉明氏の功績をたたえる顕彰事業として設けられたもので、当該年度の学部卒業予定者のうち、学業面で優れた業績をあげた者を表彰するものです。

○溝上賞

本学の第4代学長・名誉教授である故溝上 泰氏の功績をたたえる顕彰事業として設けられたもので、溝上氏から寄贈された基金によって運営されています。上記学生表彰の年間対象者のうち、特に顕著な功績をあげた者1人又は1団体を表彰するものです。

■ 懲戒

性行不良、本学の秩序を乱した者、学生としての本分に反する行為をした者には、懲戒処分（退学、停学、訓告）が科せられます。（「鳴門教育大学学生懲戒規程」参照）

懲戒処分	退学(懲戒退学)……	退学させ、再入学は認めない。
	停学……	6か月未満の有期又は無期とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。
	訓告……	注意を与え、戒める。

上記の懲戒処分のほか、場合によっては、次の措置をとることがあります。

- ・ 厳重注意：教育的指導の観点から行う。
- ・ 謹慎：退学（懲戒退学）又は停学に該当することが明白であると認めた場合、懲戒処分が決定するまでの間、「謹慎」とする。登学及び本学学生としての活動は制限する。

懲戒等の要否及び種類は、非違行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の程度、他の学生及び社会に与える影響、過去の非違行為の有無などを総合的に考慮し、懲戒処分例を参考に決定することになります。

● ルール・マナー等

■ 大学からの連絡方法

◇ 掲 示

大学から学生への連絡又は通知については、原則として所定の掲示板への掲示により行います。必ず学生用掲示板及び電子掲示板を見る習慣を身につけましょう。

掲示を見なかったことによって、思わぬ不都合や不利益を招くようなことがあっても、それを理由に異議等を申し立てることはできません。

なお、学内で実施する就職支援行事など就職に関する案内は、共通講義B棟入口前にあるキャリア支援センターの掲示板によりお知らせします。

また、連絡事項等は「ライブキャンパス」（本学ウェブページ内「学生生活・就職」）にも掲載しますので、学外から確認することも可能です。

◇ 電話・メール

特定の学生に連絡事項がある場合は、電話又はメール（ライブキャンパス）等の方法でご連絡します。大学からの発信番号は「088-687-6●●●」です。

■ 郵便物の取扱い

- (1) 各学生団体に対する郵便物等……総合学生支援棟1階のメールボックスに配付します。
- (2) 学生個人あての郵便物等 ……**取り扱いません。**

※学生宿舎に居住する学生は、棟、室番号を正確に家族、知人等に伝えてください。

■ 落し物・忘れ物

各自、所持品は自己管理を徹底してください。

学内で所持品を忘れてたり、落としていたり、又はこれらの物品等を拾得した場合は、速やかに学生課に届け出てください。

なお、拾得物は、学生課において一定期間保管したのち、処分します。

■ 文書掲示、配布等について

学内で、文書等を掲示又は配布しようとするときは、事前に手続きが必要です。手続の詳細については、学生課で確認してください。

■ 建物の施錠

各建物の出入口は、通常、夜間（午後8時頃～翌日午前7時頃）及び土日・祝日（終日）は施錠します。施錠後は、夜間用出入口から退出してください。

夜間出入口を外側から開けるためには暗証番号が必要です。クラス担当教員又は指導教員等に確認してください。

なお、カードリーダーが設置されている扉は、学生証をかざすことにより開けることができます。

■ キャンパス内の環境保全

みなさんの大学です。キャンパス内は、一人ひとりが心がけて、きれいにしましょう。

- ・教室、机・椅子等は、丁寧に扱きましょう！消しゴムかすはゴミ箱へ！
- ・ゴミのポイ捨てはやめましょう！
- ・諸施設（専修室、院生研究室、体育施設等）の整理整頓に努めましょう！
- ・講義室等の教室内での飲食はやめましょう！

■ 喫煙

20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。

また、健康のため吸いすぎに注意するとともに、喫煙マナーを守り、構内の美化に努めてください。

本学では「敷地内禁煙」を実施しています。

■ 飲酒

各種行事において飲酒の機会があると思いますが、大学生の無謀な飲酒が原因の死亡事故や事件も発生しています。相手の意思を尊重し、楽しい会合を行ってください。

- ・20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。
- ・後輩や仲間に対する、会合への参加及び飲酒の強要はしてはいけません。執拗又は悪質な場合は、処分を受けることになります。
- ・アルコールが飲めない人、飲みたくない人もいるということを理解してください。
- ・酔って周囲に迷惑をかける行為（悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他器物損壊など）は、慎んでください。
- ・学内での飲酒は、特に許可された場合以外、全面禁止です。
- ・「飲みたくない」「欠席します」と、思い切って断る勇気も大切です。
- ・自分の酒量を過信しないようにしましょう。
- ・「イッキ飲み」は、急速にアルコールが体内に駆け回り、急性アルコール中毒で死亡するケースがあります。

絶対に「イッキ飲み」はやめましょう！

■ 国民年金

<国民年金とは？>

国民年金は、みんながお互いに協力して、将来の生活を支え合う制度です。

<20歳になったら国民年金！>

国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての人が加入しなければいけません。学生のみなさんも20歳になったら必ず加入し、保険料を納めなければいけません。

加入手続きは、住民登録している市町村の国民年金担当窓口で行ってください。

<保険料を納めないとうなるの？>

保険料を納めていないと、在学中に怪我・病気等で障害が残っても、障害基礎年金が支給されません。また将来の「老齢基礎年金」は納めていない期間に応じて減額されるため、受け取れなくなる場合もあります。

< 学生納付特例制度 >

学生のみなさんには、申請により、在学期間中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は、毎年届出をして承認を受けることが必要です。手続きは、住民登録している市町村の国民年金担当窓口で行ってください。

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を追納することができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、卒業（修了）したら忘れずに追納することをお勧めします。

※学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

手 続 の 方 法

1. 国民年金被保険者資格取得の通知が届く。(国民年金加入のお知らせ)
2. 基礎年金番号が割り振られる。(年金手帳交付)
3. 学生納付特例申請書ほか必要書類を提出する。
4. 承認（1年間保険料の納付が猶予される。）
5. 在学中は、毎年届け出が必要。

< 納付猶予制度 >

学生でなくなっても、本人が申請手続きを行い承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。猶予の条件等は、日本年金機構HPなどで確認してください。

参考 日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>
 学生納付特例制度（日本年金機構HP内）
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>



■ 生活のマナー

アパートや学生宿舎には、あなた一人が暮らしているわけではありません。安心して快適に生活するためにも、自分勝手な行動を慎み、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

- ・ゴミは居住地域のルールに従い、きちんと分別し、指定曜日に出しましょう。
- ・共同生活のルールを守りましょう。
- ・夜間に大声や騒音を出さないよう心がけましょう。

■ 交通規則の遵守について

駐車違反、ノーヘルメット、速度違反、一時停止違反等、学内及び近辺だから違反してもいいというものではありません。取り返しのつかない事故を起こさないため、常日頃から交通規則及び学内交通ルールの遵守を心がけ、無謀な運転をしないよう心掛けてください。特に、飲酒運転は絶対にしてはいけません。

万一交通事故を起こした場合は、速やかに学生課に届け出てください。

★自転車の交通ルールについて

自転車は「くるまの仲間」です。ルールを守って安全運転を心掛けてください。

- ・ヘルメットの着用（努力義務）【2023年4月改正・道路交通法】
- ・ブレーキ、前照灯及び尾灯等を備えていない自転車を公道で運転すると、道路交通法違反で5万円以下の罰金が科せられます。
- ・飲酒運転、酒気帯び運転、携帯電話を使用しながらの運転、傘さし運転、二人乗りなども違反行為です。
- ・自転車を運転していても加害者になることがあります。損害賠償請求された場合等、万が一の事故に備えて、対人傷害等保険に加入しておくようにしましょう。

■ 車両出入口の施錠

正門以外の出入口は、通常、夜間（午後7時頃～翌日午前7時頃）及び土日・祝日（終日）は施錠しますので注意してください。

■ 学内交通ルール

本学では、大学にふさわしい安全、かつ、静穏な教育・研究環境を保持するために、学内への車両の乗り入れ等については、駐車許可制をとっています。車両乗り入れを希望する学生は「構内駐車許可申請書」を学生課に提出し、許可を受

けてください。

また、「国立大学法人鳴門教育大学構内交通対策実施要項」を定めていますので、自らの修学・生活環境を安全、かつ、より一層快適なものとするため、積極的にこの方針の遵守に努めてください。

なお、学内行事等によって構内への車両の乗り入れ、又は駐車を制限することがあります。

学内における車両制限

- ・ 構内への車両乗り入れを希望する場合は必ず、学生課で駐車許可証の交付を受けてください。
- ・ [「駐車場及び駐輪場配置図」\(次頁\)に示す「P1」～「P6」の駐車場を利用してください。](#)
- ・ 許可なく、駐車枠外及び路上、身障者用駐車場への駐車は禁止します。やむを得ない事情が発生した場合は、学生課に相談してください。

運転者への注意事項

- ・ 構内における制限速度（時速20km以内）を厳守すること。
- ・ 交通関係法令に従い、歩行者を優先する等安全運転に努めること。
- ・ 騒音防止に努めること。
- ・ 構内の道路標識及び道路標示に従うこと。

違反車両に対する措置

- ア 車両番号を記録し、警告書（紙粘着テープ）を張り付ける。
- イ 運転者を調査し、指導又は注意を行う。
- ウ 警告に従わない者に対しては、次の措置を行うことがあります。
 - ・ 車両に車止め等所要の措置
 - ・ 駐車許可証の取り消し

※違反車両に対する措置により、違反者の車両及び車止め等に破損等の損害が発生した場合には、違反者が全ての責任を負う。

■ バイク・自転車について

- 1 バイク・自転車は、「鳴門教育大学駐車場及び駐輪場配置図」(次頁)に示す駐輪場を使用してください。指定場所以外の場所には、駐輪しないようにしてください。予告なく駐輪場に移動させることがあります。

- 盗難防止のため、駐輪の際には施錠はもとより、チェーンロック等自己防衛策を講じてください。
- 建物で囲まれた区域は、歩行者専用区域で車両の乗り入れは禁止です。

鳴門教育大学駐車場(P1～P6)及び駐輪場配置図



安全に生活するために

■ 災害時の対応

火災や地震等災害はいつ起こるか分かりません。いざという時できるだけ冷静に行動できるよう普段からの心がけが重要です。

大学では毎年「防災訓練」を行っています。積極的に参加し、消火器や避難器具の使用法、避難経路の確認等を行ってください。



災害に備える

◇ 火災予防

- ・ 諸施設を利用したときは、退室時に各種電源を切りましょう。
- ・ 普段から建物内の整理・整頓に留意し、安全な避難路を確保しておく、また防火扉の前には物を置かないなどの心がけが、火災発生時の被害を最小限に食い止めます。

<火災発生時の行動>

- ①あわてず、落ち着いて「火事だ！火事だ！」と大声で周囲に知らせる。
- ②可能ならば初期消火に努める。消火困難な場合は無理をせず、速やかにその場から退避する。
- ③火災報知器のボタンを押して火災発生を知らせる。

◇ 地震災害に備える 学生用地震防災マニュアルをご覧ください。

■ 盗難

学内においても盗難被害が報告されています。大学は、誰でもが比較的自由に出入りできる施設です。現金、貴重品は常に身に付ける、携行品から安易に離れない等、**各自が自己防衛策を徹底してください。**

万が一、盗難にあった場合は、速やかに学生課に届け出てください。

POINT!

- ・「ほんの少しの間だから」、「盗む人なんかいないだろう」と、安易に荷物から離れない。
- ・体育館の更衣ロッカー使用時は、必ず施錠する。(使用料は後で戻ってきます。)
- ・課外活動時などは、貴重品をまとめて、施錠できる場所に保管するか又は、常に目につく場所におく。
- ・バイク・自転車駐輪時は、二重鍵をかける。

■ 消費者トラブル等

学生が消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えています。

うまさぎの話に安易に乗らないよう充分注意を払い、慎重に対応してください。

<若者が陥りやすい消費者トラブル事例>

迷惑メールがきっかけの不当請求、多重債務、マルチ商法、ネット通販・ネットオークション、デート(恋人)商法、アポイントメントセールス・キャッチセールス、資格商法 など

もし、このような被害にあった場合は、速やかに学生課又は地域の消費生活センター等に相談してください。

- ・消費者庁HP <http://www.caa.go.jp/>
- ・国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
- ・徳島県消費者情報センター 徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館7階
電話 (088) 623-0110
- ・鳴門市消費生活センター 鳴門市撫養町南浜字東浜165-10
電話 (088) 686-3776

■ 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」

ごく普通の生活を送っている普通の若者の間でも、薬物乱用は広がっており、このことが社会問題になっています。

薬物乱用とは、医薬品を医療以外の目的で不正に使用すること、又は医療目的外の薬物を遊びや快感を求めするために使用することを言います。

好奇心から手を出してみたり、「やせる薬、サプリメントだよ」などと騙され

て依存していくケースもあります。

誘われても断る勇気を持ってください。また、騙されないためにも、薬物に関する知識を身につけておきましょう。

参考：薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」ホームページ <http://dapc.or.jp/>
「あやしいヤクブツ連絡ネット」ホームページ <http://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>

■ カルト的宗教団体、その他悪質な勧誘

宗教団体であることを明かさなまま勧誘を行うカルト的宗教団体は、最初「スポーツやボランティアをしましょう」、「大学の外で友達を作りませんか」などと親切そうに近づいてきます。気がつけば入会しマインドコントロールされて正常な判断ができなくなっており、学生生活が台無しになってしまうこともあります。

また、アルバイトを紹介するからと個人情報を入力させ、他の目的に悪用するグループがあるようです。本学内でも、迷惑電話や夜間の呼び出しなどの被害が報告されています。

信用できない団体や個人に、安易に個人情報などを教えないようにしましょう。大学が公認している学生団体は、62ページに掲載しています。

不審な場合は、直ちに学生課まで問い合わせてください。

■ 防犯対策

大学入学をきっかけに家族と離れて暮らすことになった方も多いと思いますが、そこには危険も潜んでいることを知っておいてください。

→日常生活

戸締まりは確実に行う。

外から部屋の中の様子が見えないように、カーテンなどを使用する。

玄関の鍵を開ける時、来訪者を確認してから玄関を開ける。

帰宅した時や車に乗り込む時など、鍵を開ける前に周囲を見回してみる。

個人情報の入った書類等を捨てる時は、情報が分からないよう細断する。

→夜間の外出

夜間の一人歩きはできるだけ避けましょう。どうしても一人で歩かなければならない場合は、懐中電灯や防犯ブザーの携行をお勧めします。

→不審者

大学周辺や構内においても不審者の情報が寄せられています。発見した場合は、速やかに安全な場所に避難して下さい。また、危険を感じた場合は、大声を出して近くに助けを求めてください。

知らない人物に安易に住所・氏名・電話番号等を教えないようにしましょう。

不審者を発見した場合は、大学に情報をお寄せください。学生のみなさんに注意を呼びかけるとともに、警察署にも通報しパトロール等を依頼します。

→大学の防犯対策

大学構内は広く、樹木も多いため、夜はかなり暗い場所が多くあります。なるべく早めに帰宅するようにしましょう。どうしても夜遅くなってしまう場合は、懐中電灯等を用意するとよいでしょう。

■ 緊急時の連絡等

○学生課学生係（総合学生支援棟1階） TEL 088-687-6117
事件、事故、不審者発見、その他
学生宿舎でのトラブル

○心身健康センター（本部棟1階） TEL 088-687-6631
ケガ、急病等

○警備員室（本部棟1階） TEL 088-687-6000
夜間、休日

○クラス担当教員、指導教員等 TEL _____

※連絡先を確認しておきましょう。

○鳴門警察署（110） TEL 088-685-0110

- | | |
|----------------|----------------------|
| ○鳴門警察署高島駐在所 | TEL 088 - 687 - 1155 |
| ○鳴門市消防署（119） | TEL 088 - 685 - 2009 |
| ○いのちの希望 | TEL 088 - 623 - 0444 |
| ○徳島県精神保健福祉センター | TEL 088 - 625 - 0610 |

■ AED（自動体外式除細動器）について

本学では、**AED(自動体外式除細動器)**を設置していますので、緊急の救命措置が必要な場合に使用してください。

☆AEDについて

心停止状態時に心臓状態を自動計測して、必要な場合に電気ショックを与える救命装置です。



☆設置場所

心身健康センター、共通研究E棟、附属図書館（富田製薬まなびの図書館）、体育館、野球場（3塁側ベンチ内）、サッカー・ラグビー場器具庫裏、プール、地域共創棟（1階）、総合学生支援棟（コアステーション）1階

☆使用方法等

心肺停止を確認した場合、周囲の人と協力して救命措置を行ってください。

- ①救急車（119）の手配を依頼する。
- ②近くのAEDを持ってきてもらう。
- ③気道確保，呼吸確認
- ④人工呼吸（省略可能）
- ⑤胸骨圧迫
- ⑥AED（装置のふたを開けると、音声ガイダンスが流れます。指示どおりに操作してください。）
- ⑦呼吸が戻らない場合は、胸骨圧迫を続ける。
- ⑧救急車が到着したら、救急隊員に引き継いでください。

☆普通救命講習

消防署等でAEDを用いた「普通救命講習」を受講することができます。詳しくは最寄りの消防署に問い合せてください。

● 授業料, 奨学制度

■ 授業料の納付について (担当: 財務課)

授業料の金額は次のとおりです。2026 (令和8) 年度

区 分	金額 (年額)	金額 (前期)	金額 (後期)
学校教育学部	535,800円	267,900円	267,900円
大学院学校教育研究科 (修業年限2年)	535,800円	267,900円	267,900円
長期履修学生 (修業年限3年)	357,200円	178,600円	178,600円
長期履修学生 (修業年限4年)	267,900円	133,950円	133,950円
長期履修学生 (修業年限5年)	214,320円	107,160円	107,160円

※請求書は送付しません。

※納入方法等詳細は、財務課 (電話088-687-6060) まで問い合わせてください。

(参考: 本学ウェブページ内「学生生活・就職」→「授業料等の納付方法」)

※窓口取扱時間 8:30~12:00, 13:00~17:15 (月~金)

(祝日, 全学一斉休業日及び年末年始除く。)

■ 授業料の免除等 (担当: 学生係)

学生は所定の授業料を納めることが原則ですが、以下に該当する場合は、納付すべき期の授業料の全額を免除又は減額する制度があります。

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 学資負担者が死亡した場合
- ③ 学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ④ その他やむを得ない事情があると認められる場合

ただし、学部学生については、原則として、大学等における修学の支援に関する法律による独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の支給対象者となった者が対象となります。

また、本学独自の取組として以下の制度も設けています。

- * 「大学院修学休業制度」利用者（現職教員）を対象とした授業料特別免除
- * 「教員採用候補者名簿登載期間延長制度」利用者を対象とした授業料特別免除
- * 大規模災害による被災者への特例措置

詳細については、次のウェブページを参照してください。

<https://www.naruto-u.ac.jp/student-life/fees-scholarships02/>

問合せ先：学生課学生係（電話088-687-6119）

なお、免除申請等に関するお知らせは、学生用掲示板及びライブキャンパスに掲示しますので、申請希望者は見落とさないようにしてください。



授業料免除

■ 奨学制度（担当：学生係）

◇ 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、学業、人物がともに優秀で健康でありながら、経済的な理由のため修学困難であると認められる者に学資を貸与又は給付して、修学を援助することを目的としています。

奨学金には、貸与型の第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子：年利率3%以下）と給付型奨学金が設けられています。

奨学金に関する事務は、学生係で取り扱っています。

1 奨学金の種類及び奨学金の額

日本学生支援機構の奨学金の種類及び奨学金の額は次のとおりです。

なお、貸与型奨学金については、本人の希望により額を選択することができます。



奨学金等

種 類		貸与月額	
学 部	第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	20,000円 30,000円 45,000円 から選択する。
		自宅外通学	20,000円 30,000円 40,000円 51,000円 から選択する。
	第二種奨学金 (有利子)	20,000円 30,000円 40,000円 50,000円 60,000円 70,000円 80,000円 90,000円 100,000円 110,000円 120,000円 から選択する。 自宅通学・自宅外通学の区分はなし。	
		給付型奨学金	自宅通学
	自宅外通学		
大学院	第一種奨学金 (無利子)	50,000円 88,000円	
	第二種奨学金 (有利子)	50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円	
	授業料後払い制度 (無利子)	授業料支援金 + 生活費奨学金	

※貸与の基準や金額等については変更される場合がありますので、日本学生支援機構のHP (<http://www.jasso.go.jp/>) 又は大学学生課窓口にて随時確認してください。

2 奨学生の申請期間及び申請手続き等

奨学生の募集は、学生用掲示板及びライプキャンパスへの掲示により行います。なお、学資負担者の死亡などにより、家計が急変した場合には、「緊急・

応急採用」として、いつでも申請することができます。

申請を希望する場合は、学生係に相談してください。

3 奨学生の選考と採用

申請者について、その人物・健康・学力・学資支弁の困難度等に関し総合的に検討し、奨学生としての適格者を独立行政法人日本学生支援機構へ推薦します。

日本学生支援機構では、大学から推薦を受けた申請者について選考の上、採否を決定することになりますが、必ずしも申請者全員が採用されるとは限りません。

4 奨学金の交付

奨学金は、奨学生個人の銀行預金口座への振込によって貸与されますので、日本学生支援機構の取扱銀行に本人名義の普通預金口座を設けなければなりません。

奨学金は、毎月1回振り込まれます。

5 奨学金継続願の提出について

奨学生は、毎年奨学金継続手続きを行う必要があります。提出された「適格認定奨学金継続願」の記入内容と平素の学業成績を総合的に審査し、奨学金継続の可否等を判断します。手続きに必要な書類の配布については、掲示板で周知します。奨学生は必ず期限内に提出（入力）してください。

なお、指定する期日までに「適格認定奨学金継続願」を提出しなければ、どのような理由があっても奨学生の資格を失い、奨学金は廃止となりますので、注意してください。

6 奨学金の休止・停止及び廃止

奨学生に採用された後に、休学し、又は学業成績が不良となったとき、その他奨学金の貸与の適格性を欠くに至ったときは、奨学金が一時休止・停止又は廃止されることがあります。休学・留学等、学籍に異動がある場合は、必ず学生係にも連絡してください。

詳細については、学生係に照会してください。

7 貸与奨学金の返還

卒業、貸与期間満了、退学、辞退、廃止等の理由により奨学金の貸与が終了した場合には、所定の期間内にリレー口座（奨学金返還用の口座）を作成しなければなりません（第二種奨学金貸与者は、借入金額に利子を加えた額）。

貸与終了月の翌月から数えて7ヶ月目（ex. 3月貸与終了者は同年10月）から返還が始まります。

◇ 日本学生支援機構以外の奨学金

日本学生支援機構の奨学制度のほかに、地方公共団体や財団法人等による奨学制度があります。申請手続き等については、学生係に照会してください。

なお、これらの奨学生の募集については、その都度掲示により行います。

また、これらの奨学金の中には、ほかの奨学金と重複して受けることを認めていないものもありますので、十分注意してください。

● 福利厚生

■ 学校学生生徒旅客運賃割引証等の発行（担当：学生係）

◇ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、J Rの運賃割引制度が設けられています。この制度は、学生が次の目的等のため、鉄道を利用して100 kmを超えて旅行する際に運賃の割引（大人普通旅客運賃の2割引）がなされるものです。

ただし、研究生等の非正規生には発行できません。

- 1 休暇、所用による帰省
- 2 実験・実習などの正課の教育活動
- 3 大学が認める体育・文化に関する正課外の教育活動
- 4 就職又は進学のための受験等
- 5 大学が修学上適当と認める見学又は行事の参加
- 6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

学割証が必要な時は、総合学生支援棟2階教務課内に設置してある証明書自動発行機を利用してください。

なお、学校学生生徒旅客運賃割引証の使用に際しては、定められた諸事項を厳守し、本人以外の使用など違反行為のないよう十分注意してください。

また、学割証は無限にあるわけではありません。計画的に利用しましょう。

◇ 通学証明書（学生割引）

通学定期乗車券を購入しようとする時に、通学証明書が必要な場合があります。その場合には交付を受けようとする日の3日前（休日となる日を除く。）までに学生係に申し込んでください。

◇ 団体旅行申込書（団体割引）

学割証を利用する以外に、J Rの団体学生運賃割引制度（5割引）があります。8人以上の学生団体が、本学教員に引率（3割引）され、全員が全行程を団体旅

行する場合に利用できます。利用する団体は始発駅を出発する日の3週間前までに、JR各駅、旅行センター等に備え付けの「団体旅行申込書」を学生係に提出し、証明を受け、乗車券を購入してください（出発日の2週間前まで）。

■ アルバイトの紹介（担当：学生係）

ライブキャンパスでアルバイトを紹介しています。学生としての時間的制約、品位の保持、健康等への影響からみてアルバイトは学業と両立しない場合が多いので、学業に支障をきたさないよう特に注意してください。

なお、現職教員に対してのアルバイトの紹介は行っていません。

アルバイトの紹介を希望する方へ

- (1) 求人依頼の来ているアルバイトは、職種・諸条件を本学ウェブページ内「ライブキャンパス」のアルバイト情報に掲載しています。
- (2) 相手方とは直接連絡をとってください。
- (3) 採用されたら、言動・服装に留意し、誠意と責任をもって就労してください。
- (4) 違法な労働環境や労働条件等のトラブルは、労働基準監督署に相談してください。

■ 学生会館

学生及び職員の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動を促進するための学生会館が設置されています。館内の施設は、次のとおりです。

階別	施設名	内 容	営 業 時 間
1階	第 1 食 堂 (鳴 教 食 堂) (渦 の 里)	298席 食事提供	(月～金) 昼 食 10:00～14:00 ※長期休業期間中は短縮営業(昼食のみ) (10:00～13:30) ※土・日・祝日及び年末年始は休業
2階	売 店 (UZU ショップ)	文具・日用品・食料品・ コピーサービス・弁当	月～金 7:00～20:00 ※土・日・祝日及び年末年始は休業
	書 店	書籍等の販売	月～金 10:00～17:30 ※土・日・祝日及び年末年始は休業
	キャッシュコーナー	㈱阿波銀行	月～金 9:00～17:00 ※土・日・祝日及び年末年始は休業
	第 2 食 堂	休業中	
	ラ ウ ン ジ	談話等(テレビ設置)	
	渦 た ま り	フリースペース, 28席, イートインコーナー	
	多目的ルーム1	予約利用, 机16, 椅子18, 受付カウンター1	
多目的ルーム2	フリースペース, 机12, 椅子14, 受付カウンター1		
3階	第 一 集 会 室	15人程度, スクリーン設置, 机・椅子あり	
	第 二 集 会 室	20人程度, カーペット敷き, 音楽鑑賞室	
	第 三 集 会 室	50人程度, 机・椅子あり	
	第 四 集 会 室	30人程度, 和室	

(注1) 長期休業期間……春期, 夏期, 冬期, 学年末休業期間

(注2) 大学の行事及び台風等により臨時休業及び営業等を変更する場合があります。

(注3) 第2食堂, 多目的ルーム1及び3階の集会室を使用するときは, 学生係に申し出てください。使用できる時間は, 原則として平日の9:00～20:00までです。

(注4) 多目的ルーム2, 渦たまりについては, 原則としてフリースペースとして使用することができますが, 大学の行事の都合で使用制限をすることがあります。

(注5) 第2食堂, 渦たまり, 多目的ルーム1, 2は現在使用できません。

■ 学生の居住施設



学生宿舎

◇ 学生宿舎

現在、単身用（男子）2棟、単身用（女子）2棟、世帯用2棟が設けられており、入居資格、室（戸）数、寄宿料等は、次のとおりです。

区 分	居住面積	室（戸）数	寄宿料(月額)	備 考
単身用学生宿舎 (男 子)	約10㎡	160室	4,300円	寄宿料は、毎月20日までに、その月分を納付しなければならない。ただし、8月及び3月分はそれぞれ前月の20日までに、4月分は、別に定める日までに納付しなければならない。
単身用学生宿舎 (女 子)	約10㎡	160室	4,300円	
世帯用学生宿舎	約40㎡	40戸	9,500円	
	約52㎡	40戸	11,900円	

1 入居申請等

入居を希望する場合は、学生課学生係（電話 088-687-6120）へ照会してください。

2 諸経費

寄宿料のほか、入居者が私生活のために使用する光熱水料等（電気、ガス、水道料、消耗品等の経費）は、個人が負担することになります。この経費には、均等割で負担するものと各人の使用実績に応じて負担するものがあり、毎月の一定期日に納付しなければなりません。

（詳細は入居手続き時に説明します。）

3 その他

学生宿舎は共同生活の場です。ルールを守り、節度ある生活を心がけましょう。

寄宿料その他の経費の滞納、入居資格に変更を生じたとき、寄宿舎の秩序を著しく乱したとき等は、退去を命じることがあります。

なお、大学からの連絡等必要な事項は、掲示及びライブキャンパスによって通知します。

● 保険制度

■ 学生教育研究災害傷害保険（担当：学生係）

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員大学となっており、入学時に学生全員に加入していただいております。

1 保険金が支払われる場合

- (1) 本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合

「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

① 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

ア 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

イ 指導教員の指示に基づき授業の準備若しくは後始末を行っている間又は、授業を行う場所、大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

(2) 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合

① 通学中

大学の授業等，学校行事又は課外活動への参加の目的をもって，合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により，住居と学校施設等との間を往復する間。

② 学校施設等相互間の移動中

合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により，大学が教育研究のために所有，使用又は管理している施設の他，授業等，学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

2 保険金が支払われない主な場合

故意，闘争行為，自殺行為，犯罪行為，疾病・心神喪失，地震，噴火，津波，戦争，暴動，放射線・放射能による傷害，無資格運転・酒酔い運転中の事故，頸部症候群（いわゆる「むちうち症」），腰痛（他覚症状のないもの），施設外の課外活動で危険な運動中の事故，飲酒による急性アルコール中毒症など急激・偶然・外来の条件を充足しない事故，など。

なお詳細は，「学生教育研究災害傷害保険のしおり」で確認してください。

3 保険料と保険期間（2,000万円コース，通学特約あり）

学 部	……	3,300円・4年間
大学院	……	1,750円・2年間，2,600円・3年間， 3,300円・4年間，4,050円・5年間

4 保険金の種類と金額

担 保 範 囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医 療 保 険 金	入院加算金
正課中, 学校行事中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で学校施設内 にいる間	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
課外活動(クラブ活動) 中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
通 学 中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設等相互間の 移動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円

5 事故の時は

この保険で対象となる事故が生じた場合には、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、学生係に申し出た上で、事故の日から30日以内に学研災専用のLINE登録等を行ってください。事故受付を行っていない場合は、保険金が支払われない場合があります。

■ 学生教育研究賠償責任保険（担当：学生係）

本学は、正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動及びその往復途中で学生が万一賠償責任を負った場合に備えて、上記の賠償責任保険を導入し、入学時に学生全員に加入していただいております。

- ◆ インターンシップとは …… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うこと。
- ◆ 介護体験活動とは …… 小学校及び中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うこと。
- ◆ 教育実習とは …… 「教育実習」に該当する科目のもとに、受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教員免許取得に必要な活動を行うこと。
※特別支援学校教員免許取得に関する「特別支援教育実習」も含む。
- ◆ 保育実習とは …… 児童福祉法及び同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚生労働省の通知における「保育実習（必修及び選択必修）」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格取得に必要な活動を行うこと。
- ◆ ボランティア活動とは …… 各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うこと（ただし、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限る）。

1 補償の対象となる主な場合

- (1) 対象となる活動中（往復途中を含む。以下同様）に、次に掲げる事由により他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。以下同様。）を負わせ、又は他人の財物を損壊（滅失、毀損若しくは汚損）させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
 - ア 活動に伴い発生した偶然な事故
 - イ 活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故（飲食物に限ります。）
- (2) 対象となる活動に伴って占有、使用又は管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失又は盗取（詐取を含む。）により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

2 保険金が支払われない場合

- (1) 被保険者の故意による事故
- (2) 被保険者の心神喪失に起因する事故

- (3) バイク・自動車・昇降機・航空機・船舶・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故
- (4) 戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故
- (5) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故
- (6) 地震・噴火・津波による事故
- (7) 生産物又は仕事の瑕疵に起因する当該生産物、又は仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- (8) 排水・排気に起因する事故
- (9) 自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難
- (10) その他（詳細は、「学生教育研究賠償責任保険のしおり」で確認してください。）

3 補償金額

活動内容	学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）
補償内容	正課、学校行事およびその往復。 インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。（但し、学校が、正課、学校行事、課外活動として認めた場合に限る。）
対人賠償・対物賠償	あわせて1名1事故1億円限度

4 保険料と保険期間（Aコース）

学部	……	1,360円・4年間
大学院	……	680円・2年間、1,020円・3年間、 1,360円・4年間、1,700円・5年間

5 事故の時は

この保険で対象となる事故が生じた場合には、ただちに電話で連絡してください。

連絡先	東京海上日動学校保険コーナー 0120-868-066 (フリーダイヤル)
連絡事項	氏名、年齢、大学名、被害者の氏名、事故発生日時、発生場所、事故原因、被害(傷害、損壊等)の程度

また、上記内容を保険会社へ連絡した旨を、学生係に報告してください。

■ 学研災付帯学生生活総合保険

上記保険以外に、学内外を問わず学生生活全般における事故・ケガ・疾病・賠償責任等を保障する任意加入の保険として、学研災付帯学生生活総合保険があります。

パンフレット、加入方法、詳しい補償内容及びオプション等は、次の問合せ先にご確認ください。

★保険の内容

学研災の教育研究活動中の補償を24時間に拡大

★補償の対象者

本学に在籍する学生で、学研災に加入している学生

★問合せ先

学生生活総合保険相談デスク 電話 0120-811-806 (フリーダイヤル)

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

■ ボランティア活動保険

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償する保険です。「学生教育研究賠償責任保険」(全員加入)は、個人で行う活動に対しては適用されませんので、活動する際には、必ず加入するようにしましょう。

詳細については、学生課まで問い合わせてください。

〔「ふくしの保険」ホームページ (<http://www.fukushihoken.co.jp/>)

<年間保険料>

(保険期間毎年4月1日～3月31日)

基本タイプ	350円
天災タイプ (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円

■ スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、学生団体（4人以上）に所属する学生が課外活動中に生じた事故等により傷害を被ったとき、これを補償するための保険制度です。

各学生団体、特に体育系学生団体においては十分に検討の上、加入することをおすすめします。

〔公益財団法人スポーツ安全協会〕ホームページ (<https://www.sportsanzen.org/>)

掛金・補償額 (成人の場合)

(保険期間毎年4月1日～3月31日)

掛金 (1年間)	傷 害 保 険				賠償責任保険	共 済 見舞金
	死 亡	後遺障害	入 院	通 院		
スポーツの場合 1,850円 文化活動 ボランティア活動 地域活動の場合 800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠 償は1人1億円	突然死 180万円

※アメリカンフットボール・山岳は掛金が異なります。

対象となる事故の範囲

日本国内において、団体管理下における活動中・指定する集合、解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故。



学生教育研究災害傷害保険制度

● 健康管理

■ 心身健康センター

学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を行い、心身の健康の保持及び増進を図ることを目的として心身健康センター（本部棟1階）が設けられています。



心身健康センター

ここでは、専門の医師と看護師が適切な指導と助言を行うとともに、軽い病気・怪我に対する応急治療に応じています。積極的に定期健康診断や健康相談を受けるよう心掛けてください。

○ 定期健康診断

毎年6月までに全学生を対象として、内科疾患の有無、胸部X線撮影、尿検査等の健康診断を実施しています。この健康診断は、学校保健安全法の規定に基づき、学生の健康状態を知り、疾患を有する者を早期に発見し適切な指導をするために実施するものであり、全員受診するよう義務付けられています。

また、進学、就職、奨学金、インカレ、介護等体験等の申請時に必要な健康診断証明書は、定期健康診断の記録に基づいて作成しますので、受診しないと発行できません。

○ 応急処置

学生の病気や怪我に対して応急処置を行いますので申し出てください。

受付時間は月曜日から金曜日（8：30～17：15）の間です。

○ 健康相談

自分の健康について不安がある人に対して健康相談に応じています。

相談日 月～金曜日 10時～16時

なお、相談内容の秘密は厳守されます。

○ 精神保健相談

不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、学生相談室を設けてい

ます。

修学上又は生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配事にでも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらうことを願っています。

相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。相談内容の秘密は厳守されますので、気軽にご相談ください。

相談日 水曜日及び木曜日 12時～17時

なお、予約が必要ですので、身心健康センター事務室（088-687-6631）に照会してください。

★健康保険証について

学外の医療機関を受診する際には、健康保険証（マイナ保険証）が必要です。特に一人暮らしの方は、遠隔地用保険証（家族一体型の場合）又は自分のカード（個人カード型の場合）を準備し、大切に保管しましょう。

● 学生相談

本学では、みなさんの学生生活をサポートするために、さまざまな相談窓口を設けています。

些細なことでも構いません。気軽に利用してください。

内容によって担当窓口は異なりますが、最初は、あなたが行きやすい窓口を利用してください。お話を伺って、より適切な窓口をご案内します。秘密は厳守されますので安心してご利用ください。



学生相談窓口

■ 学生なんでも相談室

受付内容 大学生活におけるあらゆる問題、疑問、悩み事
どこに質問に行けばよいか分からないときなども利用
してください。

障害のある学生の相談も受け付けています。

受付時間 月～金9:00～17:00



学生なんでも相談室

※土日・祝日、全学一斉休業日及び年末年始休業期間の窓口取扱はありません。

受付方法（予約不要）

- ・窓 口 学生なんでも相談室（総合学生支援棟1階）
- ・電 話 088-687-6218
- ・E-mail randemo@naruto-u.ac.jp（必ず学籍番号・氏名を明記のこと）

相 談 員 学生相談員（常時） 学生相談教員（随時）

■ 心身健康センター内相談室

受付内容 主に心理的なことでの悩み、心配ごと

受付時間 月～金8:30～17:15

※土日・祝日、全学一斉休業日及び年末年始休業期間の窓口取扱はありません。

受付方法（要予約）

- ・窓 口 心身健康センター事務室（本部棟1階）
- ・電 話 088-687-6631

相談員及び相談日

カウンセラー 水・木 12:00～17:00

本学教員（精神保健相談員） 随時

■ ピア・カウンセリング

「ピア (peer)」という言葉は仲間という意味で、カウンセリングを学んでいる大学院生が、専門の教員による指導のもと、学部学生の悩みの解決を支援する制度です。

受付方法

第2心理テスト室（共通研究A棟A409）前に設置している「ピア・カウンセリング相談BOX」に相談希望内容と連絡先を書いて、投函してください。

■ セクシュアル・マイノリティの当事者及び家族や支援者へのグループ カウンセリング

臨床心理学の専門家によるセクシュアル・マイノリティの方や支援者・家族の方へのグループカウンセリングを実施しています。普段あまり人に言えないような悩みや困っていることなどをみんなで語ってみませんか。

悩みの内容は学内(更衣室やトイレ, 名簿の記載, 進路など)・学外(生活, アルバイトなど) 問いません。

話したくない方は話さなくてもOKで, 参加するだけでも大丈夫です。おひとりでの参加も歓迎します。

実施日時 当事者の方 毎月第2火曜日 19:30～21:00
 家族や支援者の方 毎月第4火曜日 19:30～21:00

受付方法 当日の13:00までに事前予約が必要

- ・窓 口 心理臨床コース 葛 西 真記子
- ・電 話 088-687-6280 (留守電対応)
- ・E-mail mkasai@naruto-u.ac.jp

■ その他の相談窓口

- 教務課(総合学生支援棟2階) …… 修学(履修, 単位取得, 教育職員免許状, 教育実習等)に関する相談
- 就職支援係(総合学生支援棟1階) …… 教員採用試験及び就職活動に関する相談, 指導 (P 69参照)
- クラス担当教員又は指導教員
- ハラスメントに関する相談員 …… セクハラ, アカハラ等に関する相談

※ハラスメントに関する相談の場合

ハラスメントに関する事案については, 次の相談員にご相談ください。
 相談員は自ら選べます。

ハラスメントに関する相談員

- ・心身健康センターの相談員
- ・各専攻から選出された相談員

※相談員の一覧及びその他詳細については、本学ウェブページ内に掲載していません。(大学トップ→「学生生活・就職」→「生活ガイド」→「学生サポート・相談窓口案内」)

※本学が行うハラスメントへの対応措置

次の3つから、相談者が選択できます。

【調整】行為者に対して監督者から注意・警告を行うこと

【調停】当事者双方の話し合いにより解決するよう大学が助力を行うこと

【苦情申立て】相談者が大学に対して強制的な措置をとることを求めること

ハラスメントについて

～こんなことがハラスメント～

セクシュアル・ハラスメント

例：「指導して欲しければ、二人で食事に行こう」と言われた。(地位利用型・対価型)
身体のサイズや恋愛経験を聞かれた。(環境型)

アカデミック・ハラスメント

例：他の学生がいる前で教員から能力不足を非難された。

その他のハラスメント

例：飲み会で「これ以上飲めない」と言ったのに一気飲みを強要された。

：同性愛・両性愛・トランスジェンダー等の性的少数者を侮辱したり、存在を無視した。

～もしハラスメントと感じたら～

- ・相手に対して「不快であること」をはっきり伝え、拒否しましょう。周囲の人に助けをもらうことも必要です。
- ・拒否ができなくても、自分を責める必要はありません。一人で悩まず、相談してください。
- ・「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」を記録してください。
- ・自分の周囲にハラスメントに遭っている人がいたら、勇気を出して声をかけてあげてください。

～加害者にならないために～

- ・相手が望まない不適切な言動で不快な思いをさせると、ハラスメントになります。自分の言動により、相手はどう思うか、考えてみてください。
- ・「ハラスメントの加害行為をしてしまったのでは……」と気がかりな人も相談してください。

不母、何か話したい……
どう感じたとき、一人悩まないで、
誰かに話を聞いてもらいましょう。



● 課外活動

■ 課外活動について

課外活動は、学生が自己の責任において、発案し、計画し、実施し、反省する自主的活動です。

課外活動により、自我の形成を図り、社会人として責任ある行動をとり得る豊かな人間性を育てるとともに、学業以外に自己の可能性を探求し、広く活動の場を求め、友人や顧問教員との交流を深めてください。

課外活動については、諸法令を遵守し、充実した学生生活を保持するなどのため、学内諸規則により、一定の制約を受ける場合があります。

■ 課外活動に係る諸手続（担当：学生係）

課外活動を行う場合には、手続きが必要です。提出書類等の詳細は、諸手続-課外活動関係（P 21）で確認してください。

課外活動中の事故であっても、届出のないものは、課外活動と認められず「学生教育研究災害傷害保険」の対象となりません。

活動にかかる諸手続きは、必ず行いましょう。

こ
んなとき
手続きが
必要です！

- ・ 学生団体を設立、継続、解散しようとするとき
- ・ 学生団体の顧問教員、名称、活動目的又は規約の変更しようとするとき
- ・ 学外団体に加入又は学外団体の行事に参加、行事を共催しようとするとき
- ・ 行事、集会等を開催しようとするとき
- ・ 文書等を掲示又は配布しようとするとき
- ・ 学内において拡声器等を使用しようとするとき
- ・ 本学の施設、設備又は備品を使用しようとするとき

■ 学生団体について（担当：学生係）

本学の学生団体は、文化系及び体育系に分かれ、多くの学生が学生団体に所属しています。

現在、本学で認定されている学生団体は次頁のとおりです。

■ 学生団体一覧表

体育系 (24団体)

番号	学生団体名	設立許可年月日
1	野球部	S59. 6. 20
2	剣道部	S59. 6. 30
3	陸上競技部	S61. 4. 30
4	バドミントン部	S61. 5. 7
5	水泳部	S61. 6. 1
6	サッカー部	S62. 6. 1
7	弓道部	H 4. 5. 15
8	男子バスケットボール部	H 6. 5. 17
9	女子バスケットボール部	H 6. 5. 17
10	男子硬式テニス部	H 8. 6. 18
11	女子硬式テニス部	H 8. 6. 18
12	男子バレーボール部	H 8. 6. 18
13	女子バレーボール部	H 8. 6. 18
14	男子ハンドボール部	H 8. 6. 18
15	女子ハンドボール部	H 8. 6. 18
16	柔道部	H 9. 5. 13
17	鳴響連	H15. 4. 1
18	卓球部	R 8. 2. 17
19	軟式野球サークル	H24. 8. 1
20	居合道同好会	H26. 5. 1
21	ダンス同好会	H28. 10. 1
22	ソフトテニスサークル	H29. 10. 1
23	ラグビーサークル	R 7. 5. 19
24	ビックル	R 8. 2. 17

- 学生会 (P 68参照)
- 院生会 (P 68参照)



課外活動

※ 課外活動団体って？

本学の学生団体について、規程に該当するものは、課外活動団体として認定を受けることができます。

本学では、課外活動団体として認定を受けた団体に一定の便宜を供与し、学生の自主的な課外活動の健全な発展を資するとともに、課外活動に関する学生の意向反映と課外活動団体間の連絡調整等ができるように、その組

令和8年4月1日現在
文化系 (17団体)

番号	学生団体名	設立許可年月日
1	児童文化研究会	S61. 5. 1
2	フィルハーモニー管弦楽団	S61. 5. 7
3	軽音楽部	S61. 5. 20
4	書道部	S62. 2. 1
5	茶華道部	S62. 6. 1
6	合唱団 'tadpole'	H 1. 2. 23
7	手話サークル「ばびぶべぼ」	H 6. 2. 21
8	劇団「どや!!」	H18. 1. 17
9	吹奏楽団 "Cantabile"	H17. 6. 10
10	茶道部「一期一会」	H23. 1. 1
11	総合学習研究会(ふれアク)	H12. 2. 15
12	鳴教子どもアートプロジェクト	H27. 10. 1
13	鳴教学生日本語教室	H29. 3. 1
14	鳴門教育大学放送研究会	H29. 7. 1
15	鳴門教育大学子ども未来応援プロジェクト	R 2. 11. 1
16	競技かるた同好会	R 3. 3. 1
17	Roundtable of education 同好会 ～教育のしゃべり場～	R 7. 12. 19

合計 (41 団体)

織化を図ることとしています。

なお、課外活動団体は、援助育成に値する文化系及び体育系の団体について、学長が認定するものとされています。

※新しい学生団体を設立したい方は、学生係に相談してください。

■ 施設等の利用（担当：学生係）

(1) 学生又は学生団体が、体育施設や学生会館3階の集会室、課外活動共用施設（クラブハウス）等を使用しようとするときは、学生課で手続きを行ってください。

使用の際は、各施設に掲示してある「使用上の注意」をよく読んで使用してください。

(2) 使用期間及び使用時間は原則として次のとおりですが、授業、大学行事（入学試験、大学祭等）等により使用を制限する場合があります。

施設名	使用期間	使用時間
体育施設（別に定める施設を除く）	1月4日～12月28日	9時～21時
プール	5月1日～9月20日（土日・祝日除く）	10時～17時
課外活動共用施設（クラブハウス）	1月4日～12月28日	9時～21時
テニスコートの夜間照明	夏季（4月1日～8月31日）	17時～21時
	その他（9月1日～3月31日）	16時50分～20時
学生会館3階集会室	1月4日～12月28日（土日・祝日除く）	9時～20時

体育館使用上の注意

- 1 利用者は、学生課で許可された者に限る。
- 2 利用者は、許可された目的及び時間以外には使用しないこと。
- 3 本学の授業、研究活動及び行事等で使用する必要が生じた場合、利用者は職員の指示に従うこと。
- 4 館内には、専用シューズ以外の履き物で入らないこと。
- 5 下履きは、必ず下駄箱に入れること。
- 6 館内では、喫煙や飲食を絶対にしないこと。
- 7 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないこと。
- 8 使用後は、施設・設備品を原状に復し、館内の清掃・整備をすること。
- 9 万一、施設・設備品を破損したときは、速やかに学生課に届け出ること。
- 10 貴重品等は、盗難予防のため館内に持ち込まないこと。
- 11 コインロッカーは、共同で使用し、絶対に占有しないこと。
- 12 以上の注意事項に違反したときは、以後の使用を認めないときがある。

テニスコート使用上の注意

- 1 利用者は、学生課で許可を受けた者に限る。
- 2 利用者は、許可された目的及び時間以外には使用しないこと。
- 3 本学の授業、研究活動及び行事等で使用する必要が生じた場合、利用者は職員の指示に従うこと。
- 4 コート内には、専用テニスシューズ以外の履き物で入らないこと。
- 5 コート内では、喫煙や飲食を絶対にしないこと。
- 6 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないこと。
- 7 使用後は、ネットをゆるめ、コート内の清掃・整備をすること。
- 8 万一、施設・設備品を破損したときは、速やかに学生課に届け出ること。
- 9 以上の注意事項に違反したときは、以後の使用を認めないときがある。

プール使用心得

プールを使用する者は、鳴門教育大学体育施設使用規程（平成16年規程第68号）及び鳴門教育大学体育施設使用心得（平成16年学長裁定）に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- 1 事故防止のため、プールは3人以上で使用し、プール内ではお互いに監視し合うこと。
- 2 場内では、各自事故防止のため十分注意し、かつ、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 疾病その他身体に異常のあるときは、使用しないこと。
- 4 空腹、食事直後又は激しい運動をした直後の者は、水に入らないこと。
- 5 更衣室のロッカーは、共同で使用すること。所持品は、各自の責任で保管すること。
- 6 土足で場内に入らないこと。
- 7 使用中は必ず水泳帽を着用すること。
- 8 使用者は必ずシャワーで体を洗い、足洗場を通り、十分に準備体操を行った上で静かに水に入ること。
- 9 水質汚染防止のため、サンオイル、日焼け止めクリーム等は使用しないこと。

- 10 たん、唾液は、必ず排水溝に捨てること。
- 11 場内において、飲食をしないこと。
- 12 プールは、お互いに清潔を保つように心掛けること。
- 13 使用者は、窓口事務取扱時間内に学生課において、プール使用簿に氏名、所属、連絡先、入場時刻等を記帳し、鍵を借り受けること。
- 14 使用後は、必ず原状に復し、施錠、消灯及び給水栓を点検の上、当日、学生課において、プール使用簿に退場時刻を記帳し鍵を返却すること。
- 15 火災、負傷その他事故が発生した場合及び施設設備又は備品を汚損、破損又は滅失させた場合は、直ちに学生課に通報すること。
- 16 その他プール場内の掲示事項を厳守し、職員の指示に従うこと。

■ ロッカーについて

大学は、学生が日常の携帯品を格納するために、個人用ロッカーを貸与します。貸与するロッカーは、各棟の専修室及び院生研究室に配置してあります。（詳細は教務課まで）

■ 貸出物品（担当：学生係）

運動用具等の貸出を行っています。希望者は、その都度、学生係へ申し込んでください。

主な貸出物品は、次のとおりです。利用上の注意を守って、大切に使うください。

< 貸出物品一覧 >

ソフトボール・卓球・テニス・バドミントン・スノーボードの各用具、集会用テント、机、椅子、ハンドマイク、ビデオカメラ、レジャー用クーラーボックス、三脚、ストップウォッチ、など

貸出物品利用上の注意

- (1) 目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 破損又は紛失しないよう取扱いに十分注意すること。
- (3) 破損又は紛失した場合は、利用者が責任を持って修理するか又は弁償すること。
- (4) 利用期間を厳守すること。
- (5) 転貸しないこと。
- (6) 利用後、十分手入れを行った後、返却すること。
- (7) その他担当者の指示に従うこと。

■ グループ学修等に利用できる部屋一覧

利用受付	場 所	部 屋 名	事前予約	利用できる時間帯	利用可能 人数	備え付け物品				備 考
						ホ ワ イ ト ボ ー ド	黒 板	電 子 黒 板	プ ロ ジ ェ ク タ ー	
学 生 課 学 生 係	大学会館 2 階	多目的ルーム 1	3週間前から可能	平日：9：00～20：00 休日：不可	1～15	-	-	-	-	机、椅子
申 込 不 要 ※占有する 場合は学生係へ 申込必要		多目的ルーム 2	予約不要 ※占有する場合は 予約必要							
学 生 課 就職支援係	総合学生支援棟 (コアステーション)	キャリア支援センター セミナー室	1か月前から可能 ※繁忙期は使用日 の前週から ※就職行事優先	平日：9：00～18：30 休日：不可 ※長期休業期間中は短縮	1～15	○	○	-	-	ディスプレイあり
教 務 課	共通研究 A 棟 共通講義 B 棟 共通研究 C 棟	各 講 義 室	1か月前から可能	平日：9：00～20：00 休日：9：00～20：00	1～300	○	○	○	○	講義室により備え 付け物品が異なる
附 属 図 書 館 カウンター ※ウェブから 申込可	附 属 図 書 館	セミナー室 1	1週間前から可能	開館～閉館時間 平日：8：45～20：45 休日：10：00～16：45 ※図書館閉館日は不可 ※長期休業期間中は短縮	2～4	○	-	-	-	
		セミナー室 2			2～20	○	-	-	-	ディスプレイあり
セミナー室 3	2～12	○			-	○	-			
申 込 不 要 ※学生証で 自由に入 れます	ラーニング・ コモンズ室 (共通講義B棟前)	ラーニング・ コモンズ室 グループ学修 エ リ ア	1週間前から可能	開館～閉館時間の1時 間前まで 平日：8：45～20：00 休日：10：00～16：00 ※図書館閉館日は不可 ※長期休業期間中は短縮	2～20	○	○	○	-	書画カメラあり
申 込 不 要 ※占有する 場合は教務課へ 申込必要	共通講義B棟	B 1 0 2			予約不要 ※占有する場合は 予約必要	平日：9：00～20：00 休日：9：00～20：00	1～24	-	-	○

■ 学外研修施設

課外活動またはグループで合宿、研修等を行う場合の施設として、国立青少年交流の家、国立青少年自然の家等及び国立大学が管理している研修所、研修センター等が全国に設置されています。

合宿、研修等を行う場合、このような施設をおおいに利用してください。
 なお、詳細については、各施設のホームページをご覧ください。

- 国立青少年教育振興機構 (<https://www.niye.go.jp/>)
 - ★国立青少年交流の家
 - ★国立青少年自然の家

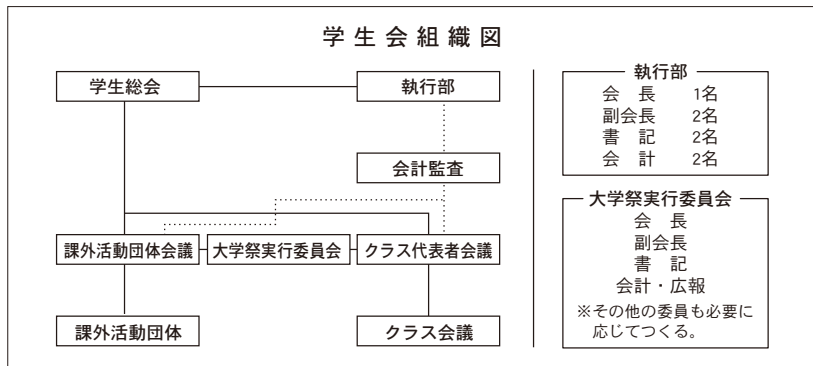
- 中国・四国地区国立大学 共同利用合宿研修所
 西条共同研修センター(管理大学；広島大学 <https://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html>)

● 学生の組織（学生会・院生会）

■ 学生会

鳴門教育大学学校教育学部学生全員をもって組織されています。

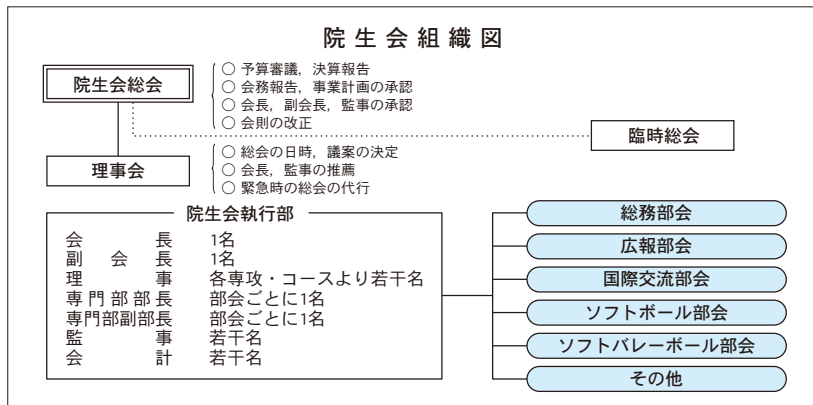
（「鳴門教育大学学生会会則」参照）



■ 院生会

鳴門教育大学大学院学生全員をもって組織されています。

（「鳴門教育大学院生会会則」参照）



● 就職支援・ボランティア活動

■ 就職支援（担当：就職支援係）

みなさんの就職活動をサポートするために、キャリア支援センター（総合学生支援棟1階）を設置しています。進路に関する疑問や不安等があれば、気軽に相談してください。就職支援行事などの案内は、掲示板及びライブキャンパスによりお知らせします。

キャリア支援センターでは、専任のアドバイザー教員と事務職員が、就職活動やボランティア活動の支援を行っています。積極的に利用してください！！

○ 利用時間

8時30分～18時30分（土・日・祝日は除く）

※長期休業期間中は17時15分までです。

※全学一斉休業日及び年末年始の窓口取扱はありません。

○ 利用対象学年

どの学年でもキャリア支援センターの利用、書籍等の閲覧・貸出は可能です。

○ 主な支援内容

<就職支援行事の実施>

各種就職支援行事を実施しています。行事予定は掲示板及びライブキャンパスで確認してください。

<就職関連図書の貸出、資料閲覧>

キャリア形成、教員採用試験、公務員試験、企業就職等関連図書（雑誌、参考書、問題集等）の貸し出しを行っています。その他、募集要項（教員、公務員等）、求人票などの閲覧ができます。

<個別相談・指導>

アドバイザー教員による個別相談、面接・論作文指導を行っています。学年は問いませんので、積極的に足を運んでください。

■ ボランティア活動（担当：就職支援係）

充実した就職活動を行い、自分の希望を叶えるには、早い時期からキャリア意識を高め、具体的なビジョンを持って努力することが必要です。

キャリア意識の向上に繋がる活動の一つにボランティア活動があります。キャリア支援センターでは、学校現場での学習支援ボランティアや、青少年交流の家等での活動支援ボランティアなどを中心に情報を提供しています。興味のある方はぜひキャリア支援センターに来てください。



（就職研修会）



（キャリア支援センター）

■ 就職状況

学校教育学部（2025（令和7）年3月卒業）

（令和7年9月30日現在）

卒業 者 数	教 員 就 職 者						保 育 士	教 員 ・ 保 育 士 以 外 の 就 職 者	進 学 者	そ の 他
	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	幼 稚 園	特 別 支 援 学 校	小 計				
106	38 (7)	32 (10)	7 (3)	3 (1)	4	84 (21)	1	10	11	0

備考：（）内の数は、期限付教員を内数で示す。

教員・保育士以外の就職者には臨時採用者を含む。

大学院学校教育研究科（2025（令和7）年3月修了）

（令和7年9月30日現在）

修 了 者 数	教 員 就 職 者								教 員 以 外 の 就 職 者	進 学 者	そ の 他
	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	幼 稚 園	特 別 支 援 学 校	養 護 ・ 栄 養 教 諭	そ の 他 教 員 (大 学 ・ 外 国 等)	小 計			
136	16 (5)	23 (8)	16 (9)	2	0	0	4 (2)	61 (24)	56	4	15

備考：修了者数は、現職教員を除き、留学生を含む。

（）内の数は、期限付教員を内数で示す。

教員以外の就職者数には期限付採用者を含む。

● 海外留学

■ 海外留学（担当：国際交流係）

海外への留学は、国際理解を深めたり国際的視野を拡大するなど、国際感覚を養う良い機会です。

鳴門教育大学では、国際交流を大きな役割のひとつとして位置づけ、卒業・修了後に教職に就いた時、またはこれからの進路において、とても有益なものとして、海外留学や外国人留学生の受入を積極的に推進しています。

留学を計画するときは、その目的を明確に持つとともに、更に学力・語学力・経済力に応じた選択が必要です。

留学の目的として、

- ① 留学先大学の正規科目を受講し、単位を取得するもの（主として学部生）
- ② 特定の研究課題について、留学先大学の研究指導を受けるもの（主として大学院生）
- ③ 語学・文化研修を目的とするもの

などに区分されます。

留学の方法として、次の方法があります。

1. 留学の方法

(1) 鳴門教育大学の交換留学生として留学する場合

これは、鳴門教育大学と外国の大学との間に締結した国際学術交流協定に基づき、おおむね6か月以上1年以内の期間、短期交換留学するものです。

留学を希望する大学のウェブページ等で情報収集するとともに、学生課へご相談ください。

短期交換留学の特色

- ① 本学に在籍したまま協定校へ留学することができます。
- ② 協定校への授業料は免除されます。ただし、鳴門教育大学への授業料の納入は必要になります。

協定校で修得した単位は、帰国後手続きをすると本学の規定に照らして審査

され単位認定を受けることができますが、教員免許の課程認定科目など認定が難しい授業科目や単位数の上限がありますので、注意してください。

協定校へ留学する場合は、事前にクラス担当教員や学生課と相談して、手続きをする必要があります。また、帰国後の単位認定、授業の履修及び卒業時期についても留学前に教務課と相談してください。

短期交換留学ができる大学

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 南開大学 | (中華人民共和国) |
| ② 青島大学 | (中華人民共和国) |
| ③ 北京師範大学 | (中華人民共和国) |
| ④ 台北市立大学 | (台湾) |
| ⑤ 京仁教育大学校 | (大韓民国) |
| ⑥ 釜山大学校師範大学・教育大学院 | (大韓民国) |
| ⑦ 光州教育大学校 | (大韓民国) |
| ⑧ プレトリア大学 | (南アフリカ共和国) |
| ⑨ マプト教育大学 | (モザンビーク共和国) |
| ⑩ シーナカリンウィロート大学 | (タイ王国) |
| ⑪ コンケン大学 | (タイ王国) |
| ⑫ ウェスタンカロライナ大学 | (アメリカ合衆国) |
| ⑬ カントー大学 | (ベトナム社会主義共和国) |
| ⑭ チャンカセーム・ラチャパット大学 | (タイ王国) |
| ⑮ アフマドダーラン大学 | (インドネシア共和国) |

※短期交換留学を希望する場合は、TOEFL (iBT) 又はIELTS等の成績が必要です。

短期交換留学の申込方法

毎年6月頃に派遣留学生募集について、ライブキャンパス、学生用掲示板に掲示します。詳細については、国際交流係にお問い合わせください。

(2) 休学して留学する場合

本学へ授業料を納入する必要はありませんが、休学期間は在学期間に算入されません。原則、休学中は、鳴門教育大学を通して協定校へ留学することはできません。

なお、復学後の授業の履修や卒業時期についても事前にクラス担当教員や教務課と相談してください。

2. 海外留学のための奨学金

(1) 独立行政法人日本学生支援機構

※詳細については、独立行政法人日本学生支援機構ウェブページ「海外留学のための奨学金」をご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/index.html



(2) 地方自治体、民間団体の奨学金

地方自治体や民間の奨学団体が、海外への留学に対して奨学金を支給する制度です。各奨学金でそれぞれ応募者の出身地域、専攻分野や留学対象国・地域などに応募条件を設けています。

本学に募集通知があった場合は、掲示板でお知らせします。

(3) 外国政府等の奨学金

外国政府、外国政府関係団体が、その国・地域の大学等へ留学する日本人に対して奨学金を支給する制度です。支給期間は主に1年以内です。また、留学先校を本国側で指定される場合が多くなっています。

(4) トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムについて

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～が創設されています。この制度は学生自身が留学計画を立て、大学を通して申請するもので、奨学金・渡航費・授業料等が支給されます。詳しくは、<https://tobitate-mext.jasso.go.jp/>をご覧ください。

● 教育実習総合支援センター

教育実習総合支援センターは、実地教育部門、教職大学院（教科・総合系）実習部門、教職大学院（教職系）実習部門、N-CBT部門から成り、実習に係る事前・事後指導など学生への教育実習等の支援を業務とするセンターです。

実地教育部門では、大学院生も含めた教員免許状の取得を目指す全ての学生に、附属校園や協力校園での教育実習や、社会福祉施設などでの介護等体験に関する支援を行います。

また、教職大学院（教科・総合系及び教職系）実習部門では、学校現場に赴き、観察実習や支援型実習を通じ、教職や教科等の領域における確かな専門性や実践力について、ワンランク上の力量を形成できるようサポートします。

そのほか、丁寧な指導助言を行うことで、実習等において学生が抱える問題の解決にも務めています。

● 長期履修学生支援センター

長期履修学生支援センターは、教員になるために大学院の長期履修学生制度を活用して進学してきた長期履修学生への教育支援を業務とするセンターです。

長期履修学生を対象に、教員免許状を取得するための修学指導や実地教育（ふれあい実習、附属校園観察実習、主免教育実習）の支援を行っています。

また、教員として必要とされる基礎的な資質・能力を身につけられるよう、年間を通じて支援講座や支援演習を実施するとともに、現場経験の豊富なアドバイザーがきめ細やかな個別の指導・相談も行っていきます。

● 情報基盤センター

（情報基盤センター（共通講義B棟 東側）1階）

情報基盤センターは、「本学の学術研究及び情報教育に資するほか、学内の情報基盤を整備すること」を目的として設置された組織です。教員（情報教育分野及び情報システム分野）と職員が協力しながら、情報基盤システムの管理運用ならびに教育・研究活動を行っています。

本センターが提供するICTサービス（学内LAN、端末室関係、特殊出力機器）を利用するための窓口として、事務室を設けています。事務室では、情報基盤センターに設置されている特殊出力機器（大判プリンタ、レーザーカッターなど）や、端末室の利用などの受付業務を行います。

本センターが提供するサービスやその利用方法については、本センターウェブ

ページによる情報提供を行っています。

● 附属図書館（富田製薬まなびの図書館）

附属図書館は、平日は8時45分から21時まで開館しています。また、土曜日・日曜日・祝日は10時から17時まで開館しており、学生の皆さんの学修・研究を支援しています。（学生休業期間中は、短縮開館（平日のみ）しています。）

館内には、一人で集中して学修するための研究個室やキャレルデスク（個人用机）、グループ学修が可能なセミナー室を備え、学修・研究支援環境の充実に努めています。

所蔵資料は約38万冊あり、全て図書館ウェブページで検索することができます。

なお、学内にない資料は、他大学等から取り寄せることもできます。

さらに、大学図書館では珍しい児童図書室を設置しており、地域の子どもや市民の方々に利用されるとともに、学生のボランティア活動や実地教育の場としても活用され、学内外から注目を集めています。

また、学生の皆さんのアクティブ・ラーニングを支援するために、ラーニング・commons室を設置しています。ラーニング・commons室には、模擬授業を行うことができるエリアとグループ学修を行うことができるエリアがあります。

館内にはその他に視聴覚資料や英語学習資料が利用できるメディア・commonsや、英語絵本を集めたKids English Library（児童図書室内）もありますので是非ご利用ください。

利用に関して分からないことがありましたら、お気軽にカウンター職員までお問い合わせください。

TEL. 088 (687) 6156

図書館ウェブページ <https://www.naruto-u.ac.jp/library/>

（大学案内→附属組織・機構・センター→附属図書館）



● 附属学校

附属学校は、大学と一体になって、教育の理論や実践に関する科学研究を行うとともに、大学の教育実習に当たることを目的に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校を設置しています。

併せて、附属学校においては、幼児の心身の発達を助長する保育、児童・生徒の心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうちの基礎的な教育、小学校における教育の基礎の上に義務教育として行われる普通教育、並びに知的障害や自閉症の児童・生徒に対する小学校、中学校、高等学校に準じる教育及び自立を図るために必要な知識技能を習得させる実習等を実施しています。

附属学校は、大学のある鳴門市の高島キャンパスから20キロほど離れた徳島市内に位置しています。

○附属幼稚園

〒770-0808
徳島市南前川町2丁目11番地の1
TEL 088 (652) 2349

○附属小学校

〒770-0808
徳島市南前川町1丁目1番地
TEL 088 (623) 0205

○附属中学校

〒770-0804
徳島市中吉野町1丁目31番地
TEL 088 (622) 3852

○附属特別支援学校

〒770-0803
徳島市上吉野町2丁目1番地
TEL 088 (653) 0151



規則集



規則集

● 学生生活関係諸規則一覧

みなさんの学生生活に関する主な規則等は次のとおりです。

なお、これらの規則等は本学ウェブページ (<https://www.naruto-u.ac.jp>) に掲載していますので、ウェブページで確認しておいてください。

※学則・規程・規則は大学トップページ→「大学案内」→「情報公開・個人情報保護」→「規則集」



規則集

[学則・規程・規則]

鳴門教育大学大学憲章

鳴門教育大学学則

鳴門教育大学学生規則

鳴門教育大学職業紹介業務規程

鳴門教育大学学生なんでも相談室規程

鳴門教育大学学生表彰規程

鳴門教育大学学生懲戒規程

鳴門教育大学学生宿舍規則

鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程

国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程

鳴門教育大学学生会館規則

鳴門教育大学体育施設使用規程

鳴門教育大学課外活動共用施設運営規程

鳴門教育大学心身健康センター規則

鳴門教育大学附属図書館利用規程

[ガイドライン・要項・心得等]

国立大学法人鳴門教育大学ハラスメント防止のためのガイドライン

アカデミック・ハラスメント等の人権侵害のない快適な学習・教育研究・職場環境のために

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究

指導等の行動指針

国立大学法人鳴門教育大学障害学生の支援に関する基本方針

国立大学法人鳴門教育大学構内交通対策実施要項

国立大学法人鳴門教育大学講堂使用要項

鳴門教育大学クラス制度に関する要項

鳴門教育大学課外活動団体の認定運営に関する要項

鳴門教育大学課外活動共用施設使用心得

鳴門教育大学体育施設使用心得

鳴門教育大学プール使用心得

体育館，テニスコート，プール使用上の注意（各施設掲示板より）

[会則]

鳴門教育大学学生会会則

鳴門教育大学院生会会則



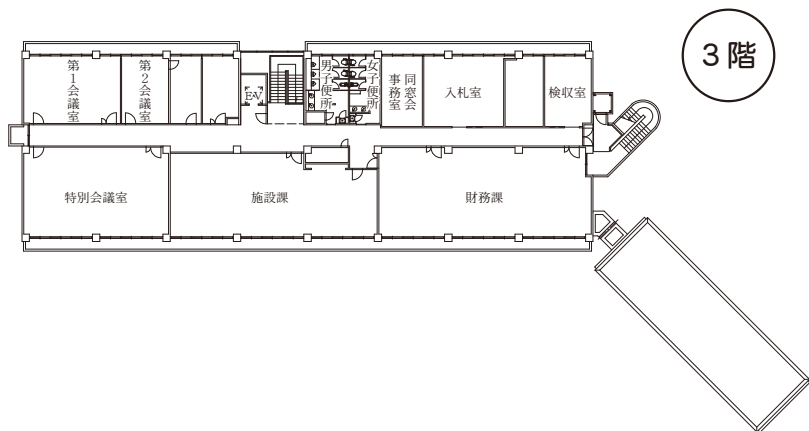
キャンパスMAP

— 建物平面図 —



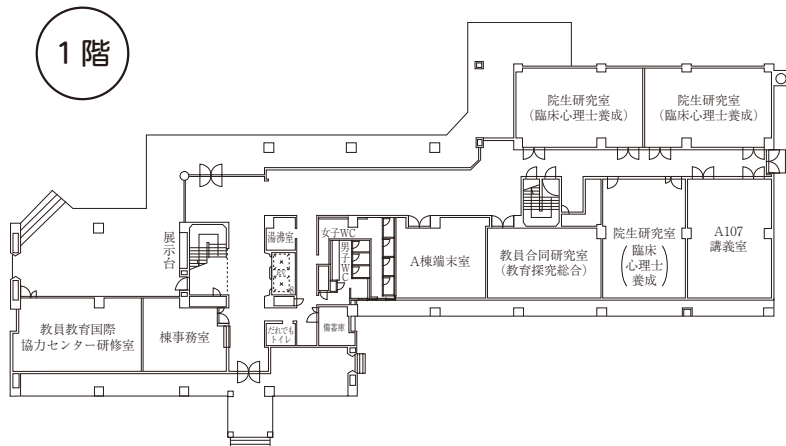
○本部棟平面図	85
○共通研究A棟平面図	87
○共通研究C棟平面図	90
○共通研究D棟平面図	94
○共通研究E棟平面図	97
○地域共創棟平面図	99
○情報基盤センター平面図	100
○共通講義B棟平面図	101
○共同実験棟平面図	102
○総合学生支援棟平面図	103
○大学会館平面図	104
○課外活動施設（クラブハウス）平面図	105
○附属図書館（富田製薬まなびの図書館）平面図	106

本部棟平面図

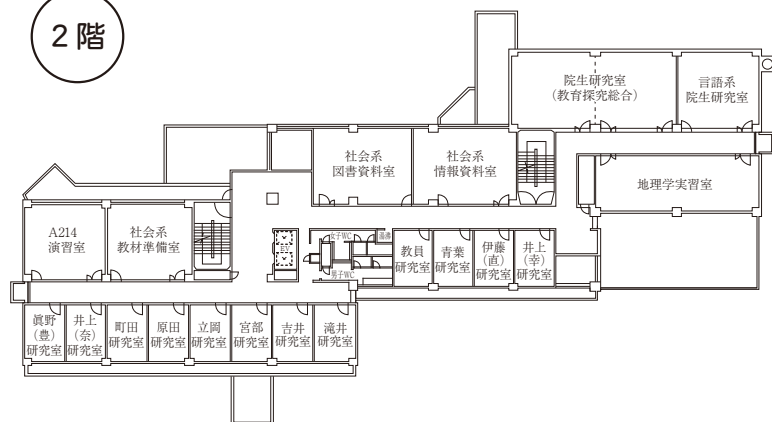


共通研究A棟平面図

1階

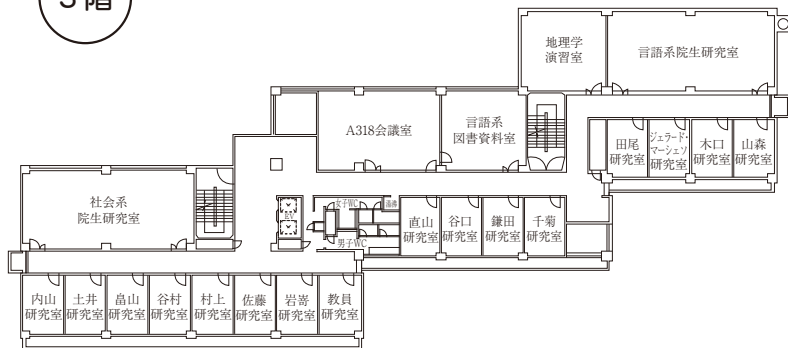


2階

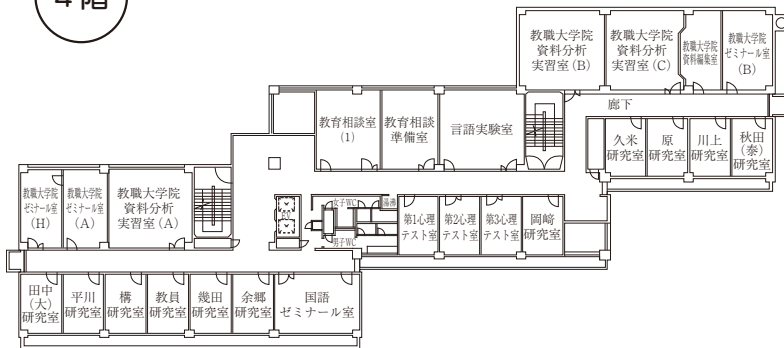


共通研究A棟平面図

3階

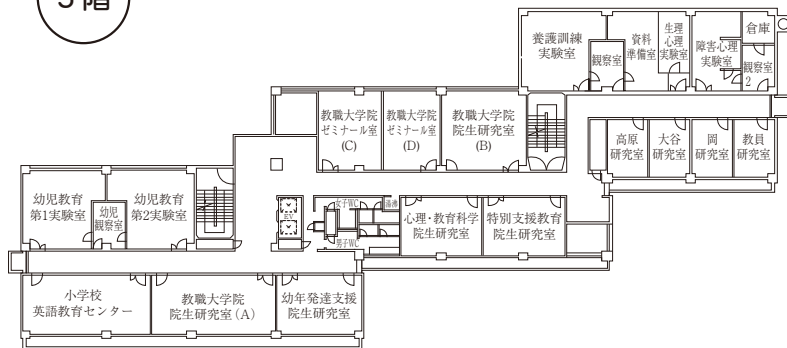


4階

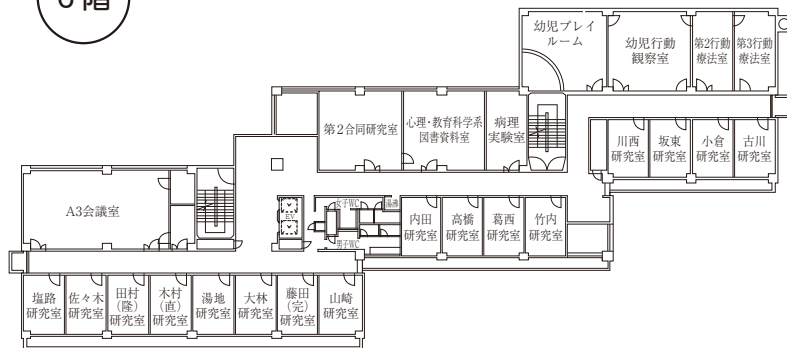


共通研究A棟平面図

5階

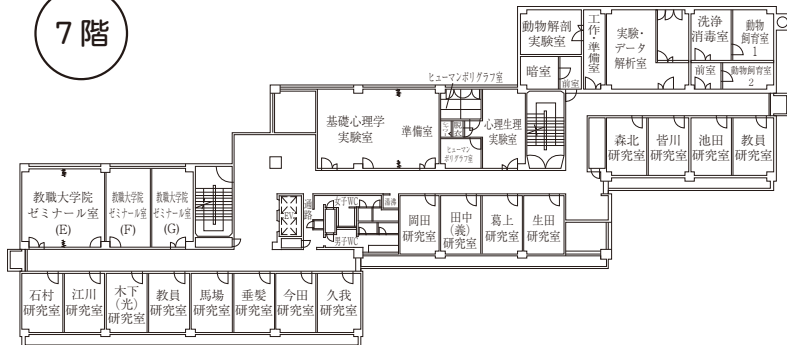


6階



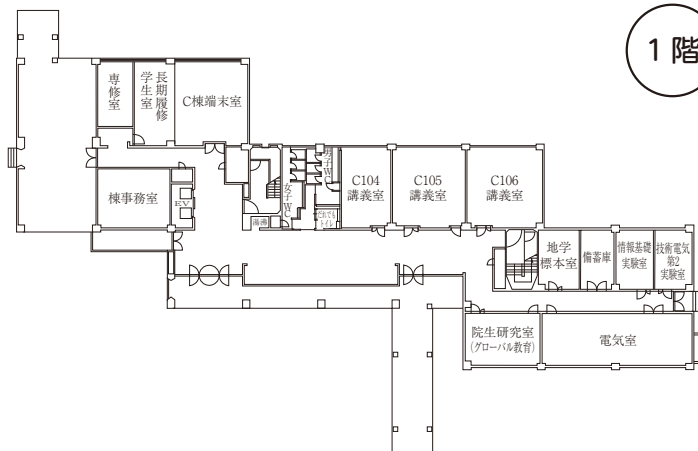
共通研究A棟平面図

7階



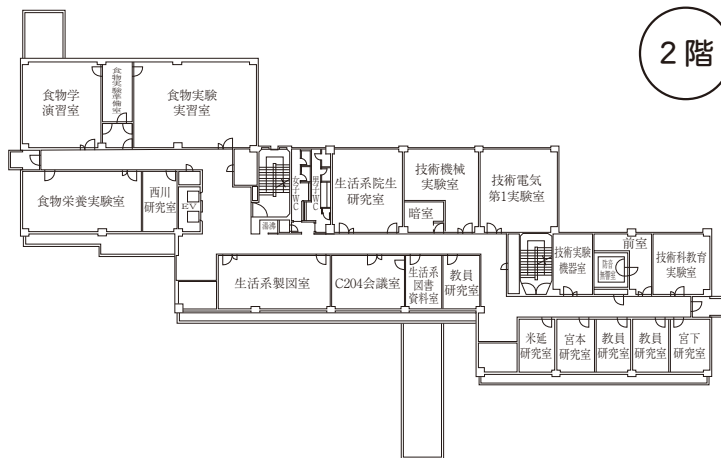
共通研究C棟平面図

1階

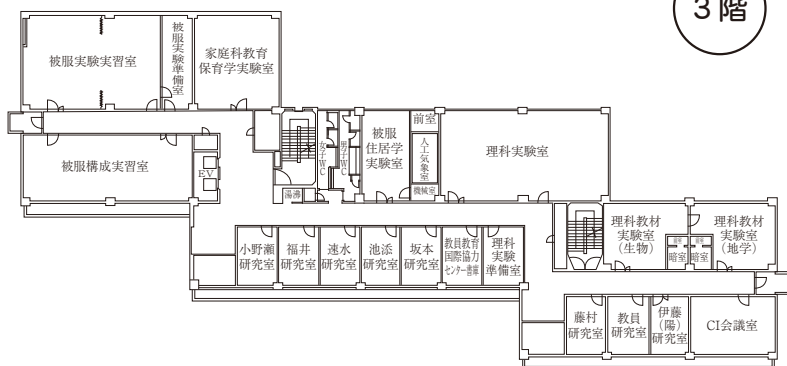


共通研究C棟平面図

2階

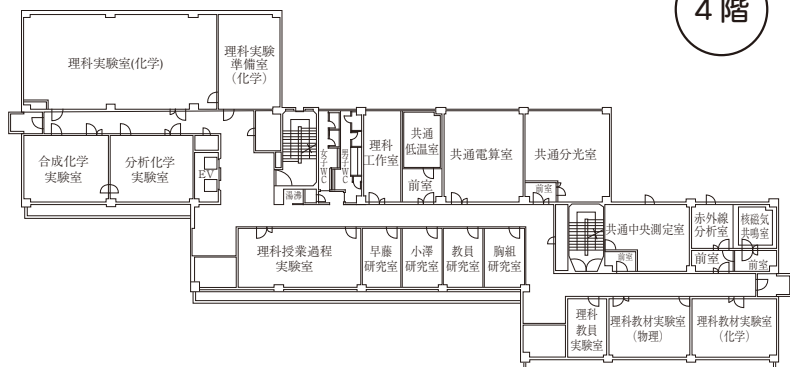


3階

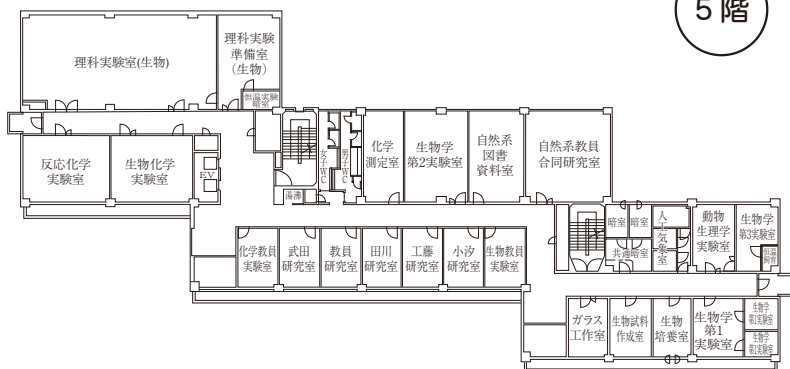


共通研究C棟平面図

4階

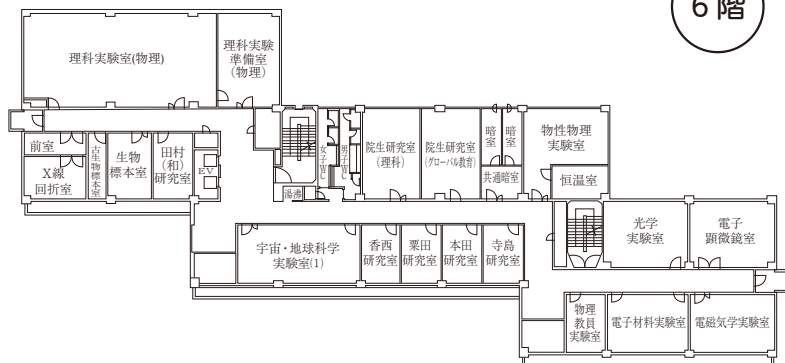


5階

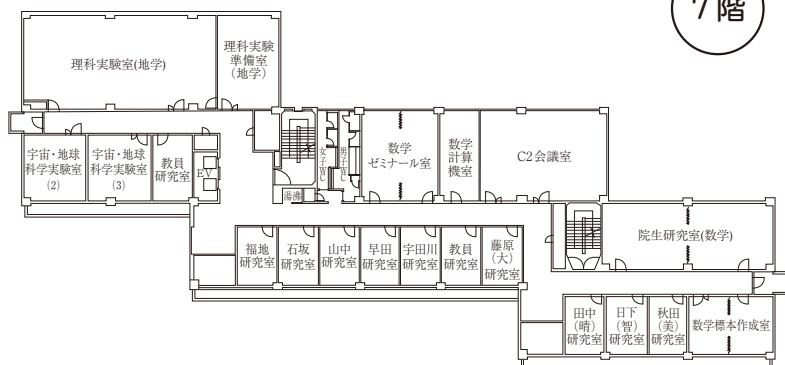


共通研究C棟平面図

6階

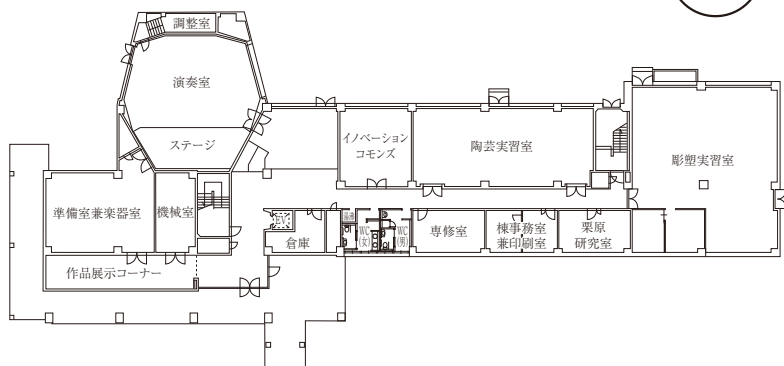


7階

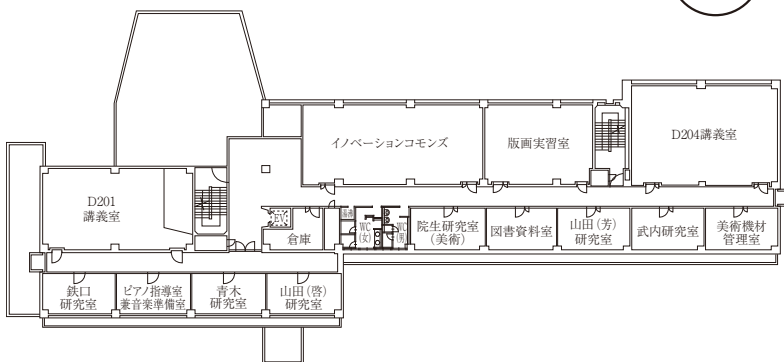


共通研究D棟平面図

1階

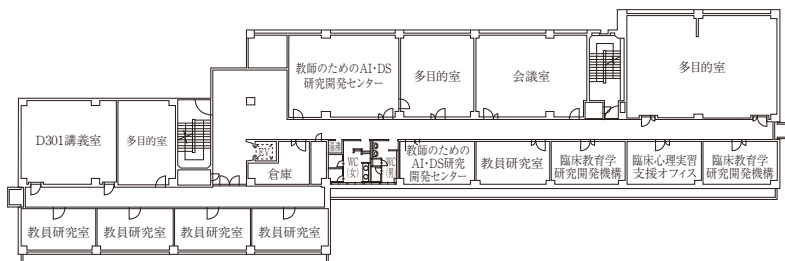


2階

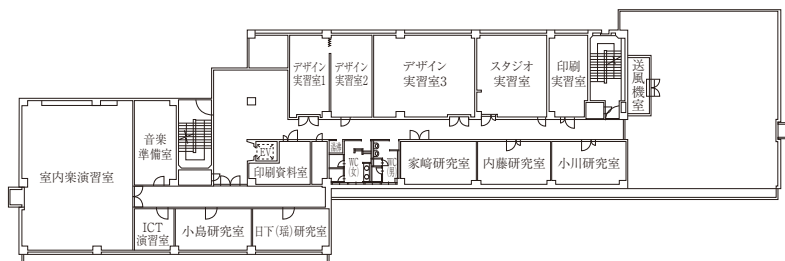


共通研究D棟平面図

3階

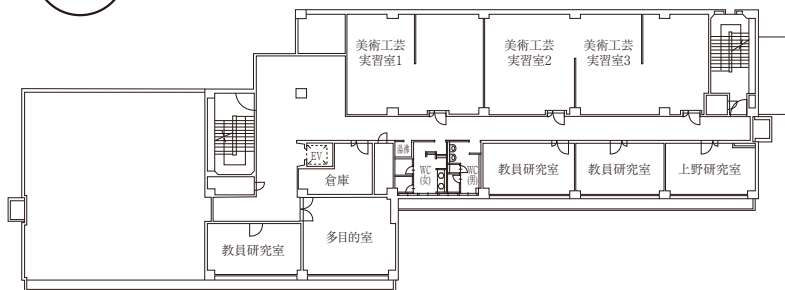


4階

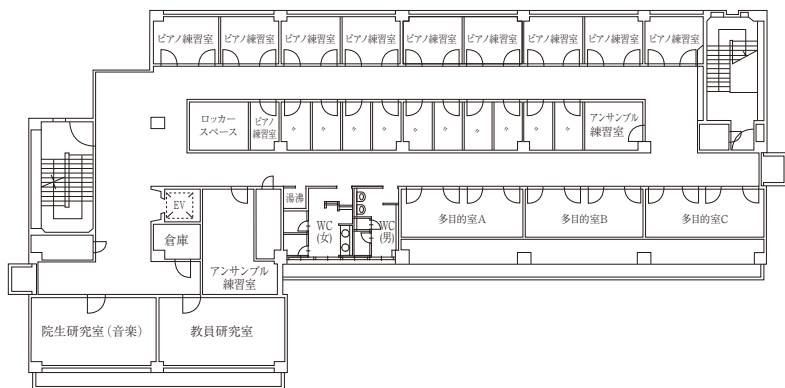


共通研究D棟平面図

5階

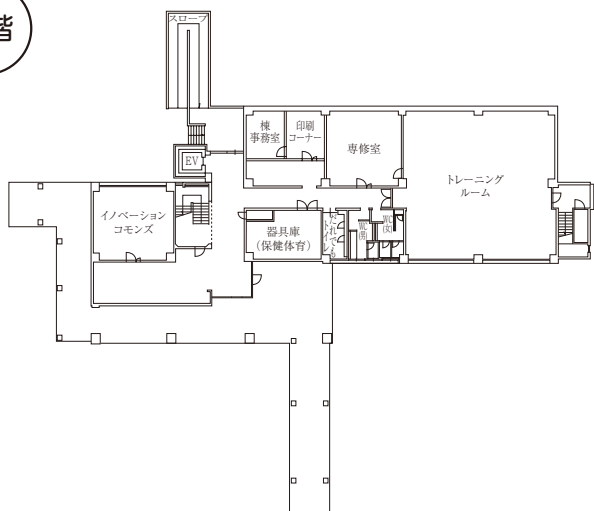


6階

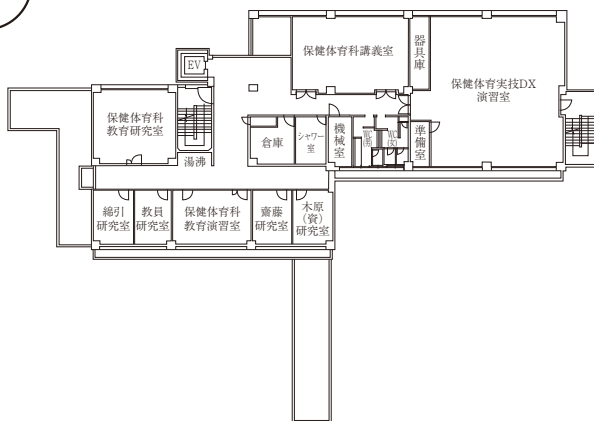


共通研究E棟平面図

1階

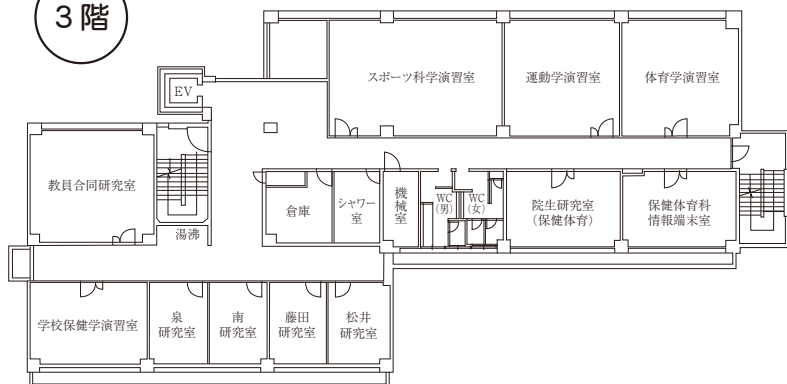


2階

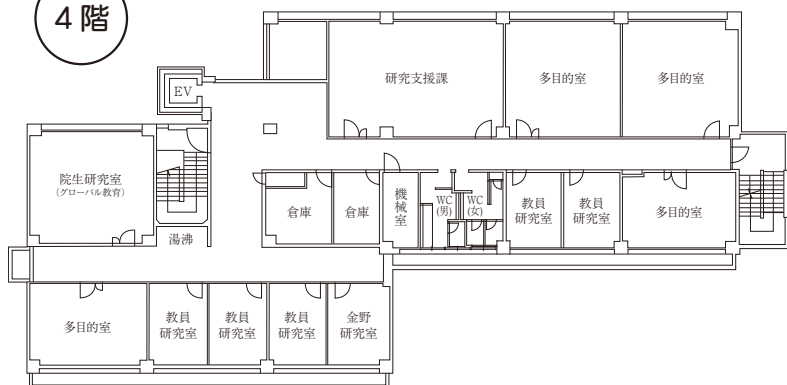


共通研究E棟平面図

3階

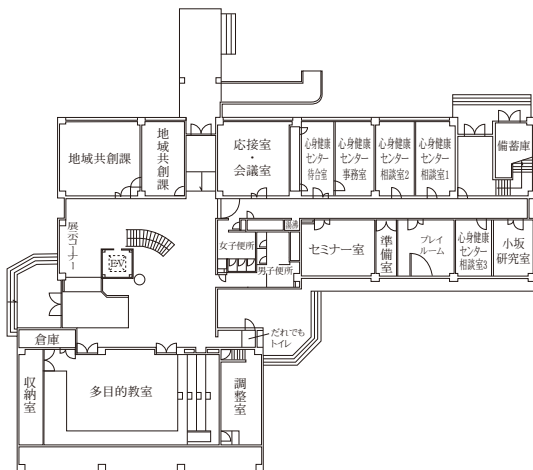


4階

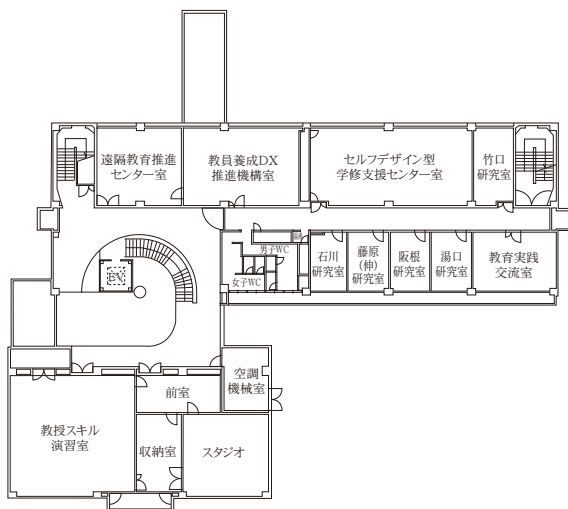


地域共創棟平面図

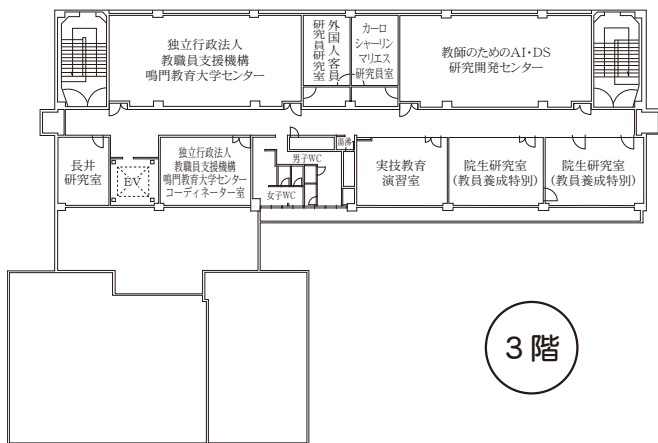
1階



2階

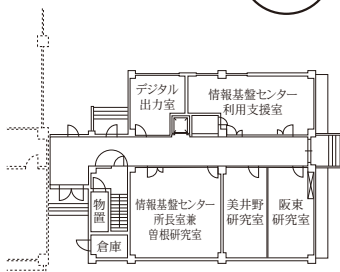


地域共創棟平面図

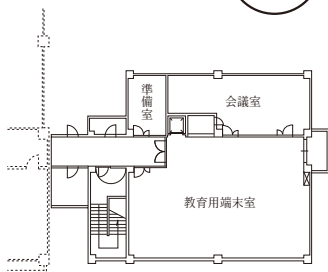


情報基盤センター平面図

1階

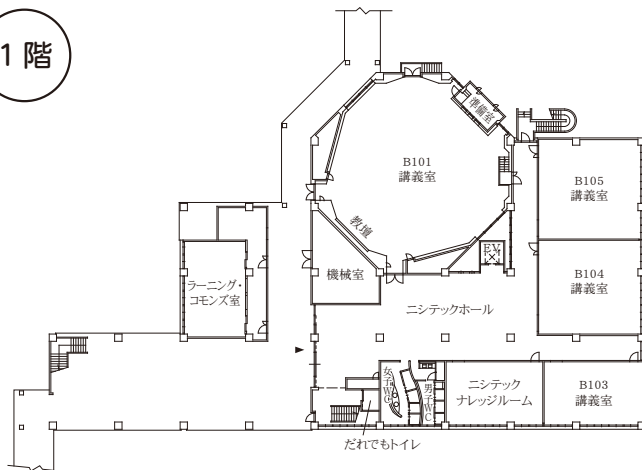


2階

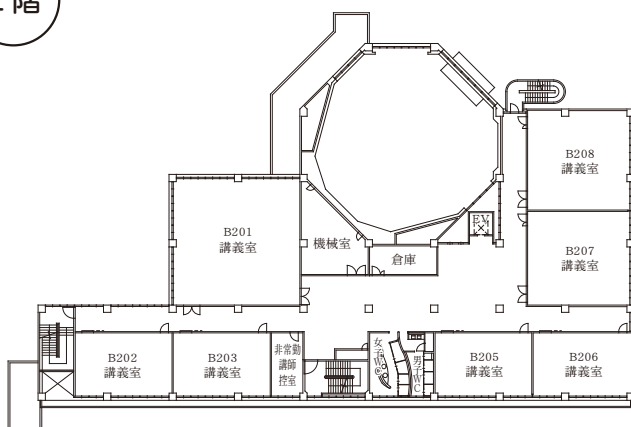


共通講義B棟平面図

1階

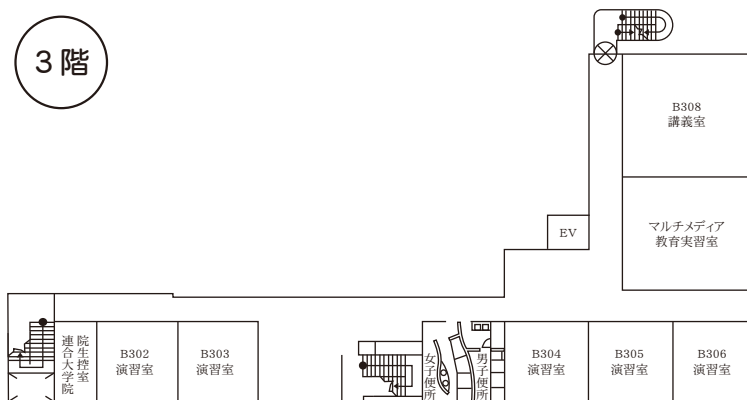


2階



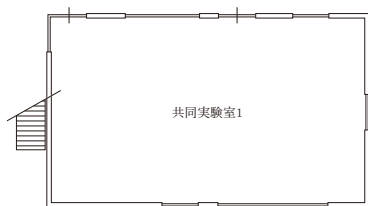
共通講義B棟平面図

3階

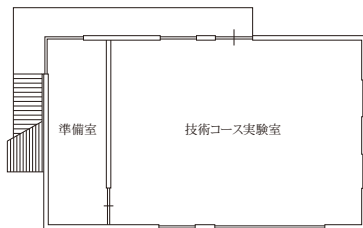


共同実験棟平面図

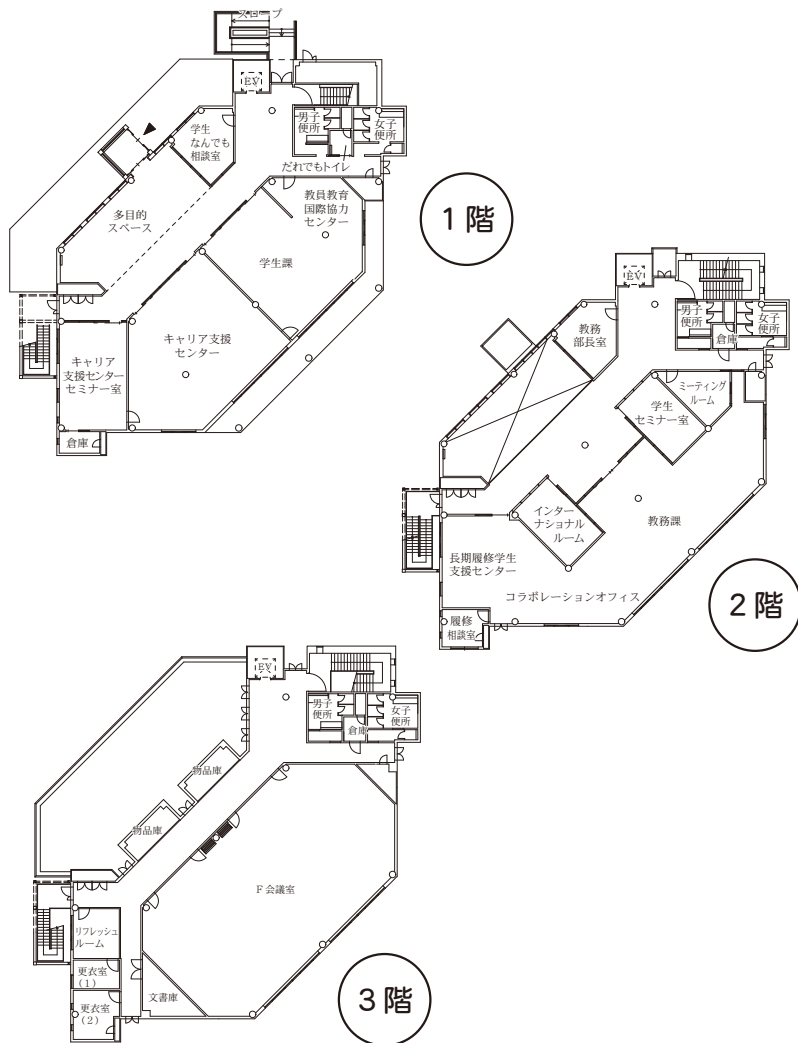
1階



2階

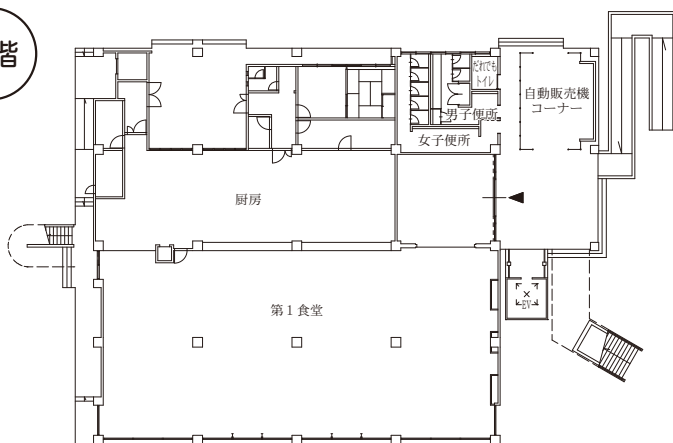


総合学生支援棟平面図

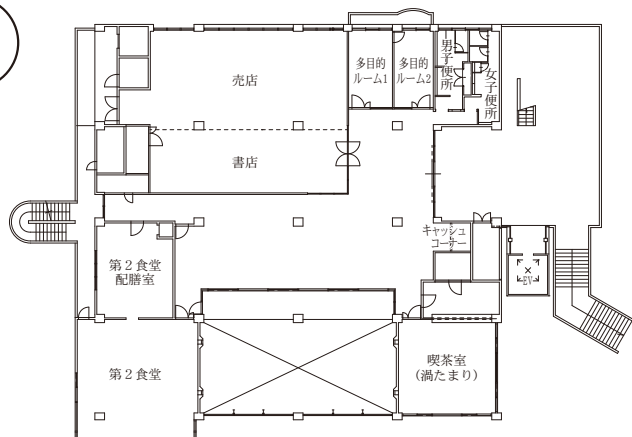


大学会館平面図

1階

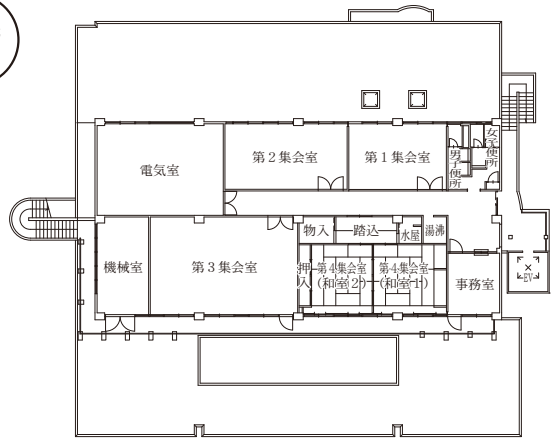


2階



● ● ● 大学会館平面図 ● ● ●

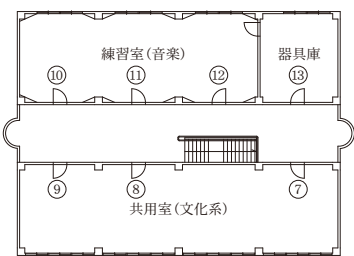
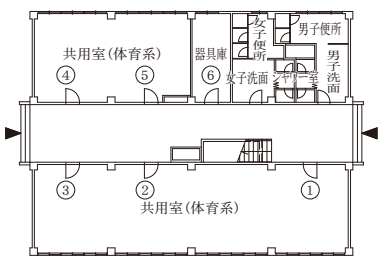
3階



● ● ● 課外活動施設(クラブハウス)平面図 ● ● ●

1階

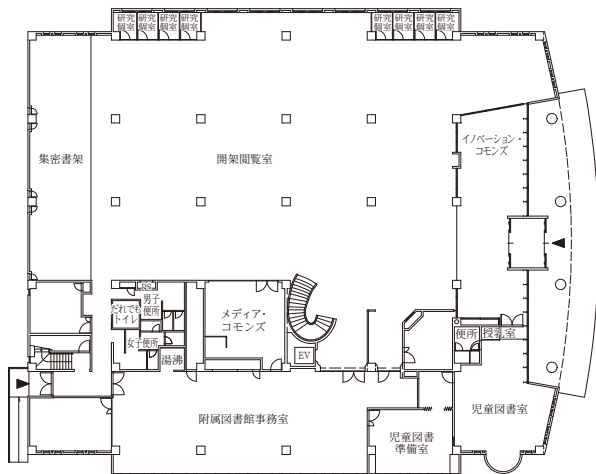
2階



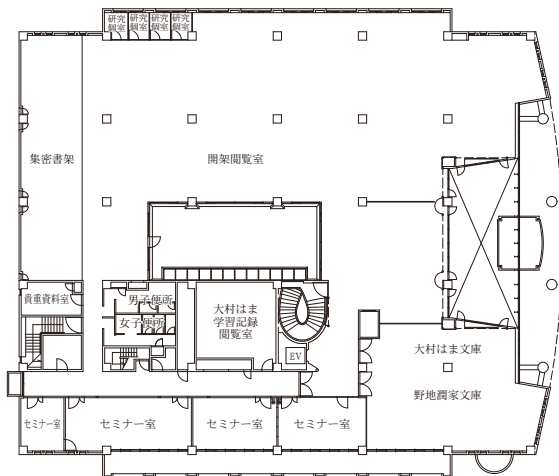
○: 鍵番号

● ● ● 附属図書館（富田製菓まなびの図書館）平面図 ● ● ●

1階



2階



Q & A ～こんなときはこちらへ～

※諸手続きの際、学生証の提示を求める場合があります。

Q 学生証を失くしたときは？（学生課）

A 直ちに、学生係で再交付の手続きについて説明を受けてください。また、汚損等により使用不能になった場合は、使用不能となった学生証を提出してください。（再交付は有料（改姓等除く）です。）（→24ページ参照）

Q 在学証明書、その他証明書の交付を受けたいときは？（教務課・学生課）

A 証明書は原則として交付を受けたい日の3日前（休日を除く。）までに所定の交付願により、各担当窓口まで申し込んでください。
 なお、在学証明書、修了見込証明書、卒業見込証明書、成績証明書、健康診断証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証は、証明書自動発行機で即日交付されます。（→20、24ページ参照）

Q 学割証の交付を受けたいときは？（学生課）

A 総合学生支援棟（コアステーション）2階教務課内に設置してある証明書自動発行機で即日交付されます。（→20、24、45ページ参照）

Q 通学証明書の交付を受けたいときは？（学生課）

A 定期券を購入するときに必要な証明書です。学生係に申し出てください。（→20、45ページ参照）

Q 住所、電話番号、氏名等が変わったときは？（学生課）

A 住所や電話番号の変更は、その都度、本学ウェブページ内「ライブキャンパス」で変更入力してください。また改姓等の場合は学生係に「学生記録票記載事項変更届」を提出して下さい。

Q 授業を欠席するときは？（教務課）

A 事情により、授業を欠席する際は、本学ウェブページ内「ライブキャンパス」により、欠席届を入力してください。（→19ページ参照）

Q 休学するときは？（教務課）

A 疾病その他特別の理由により、2か月以上の修学が困難な場合には、休学することができます。

その場合には、教務課に、所定の「休学願」を休学を希望する日の1か月前までに提出してください。（→18ページ参照）

Q 復学するときは？（教務課）

A 疾病等の理由が消滅したときは、教務課に、所定の「復学願」を復学を希望する日の1か月前までに提出してください。（→18ページ参照）

Q 退学するときは？（教務課）

A やむを得ない理由により退学しなければならないときは、教務課に、所定の「退学願」を退学を希望する日の1か月前までに提出してください。（→18ページ参照）

Q 学内で他人のものを拾ったときは？（学生課）

A 大学構内で他人のものを拾ったときは、直ちに学生係に届けてください。（→27ページ参照）

Q 学内で忘れ物・落とし物をしたときは？（学生課）

A 大学構内で忘れ物・落とし物をしたときには、直ちに学生係に申し出てください。（→27ページ参照）

Q 構内に駐車したいときは？（学生課）

A 通学等で自動車を構内に駐車する場合は「構内駐車許可申請書」を学生係に提出し、許可を受け、指定された駐車場に駐車してください。
通学距離による制限はありません。 (→31ページ参照)

Q 体調が悪くなった、又はけがをしたときは？（心身健康センター）

A 心身健康センターに申し出てください。応急処置を行っています。
(→56ページ参照)

Q 悩んでいて、誰かに聞いてもらいたいときは？

A 心身健康センター内相談室又は、学生なんでも相談室（総合学生支援棟（コアステーション）1階）があります。学業、進路、適性、日常生活、対人関係等何でも気軽に相談してください。
また、大学院生による学生相談「ピア・カウンセリング」も行っています。
(→56～60ページ参照)

Q 学校で事故があったときは？

A *けが人がいれば
(1)心身健康センター（088-687-6631）へ連絡してください。
(2)学生課学生係（088-687-6117）へ連絡してください。
*けが人がいない場合は
(2)の処置をおこなってください。
休日、夜間等で上記窓口に職員がいない場合は、警備員室(088-687-6000)に連絡してください。

Q 学生団体（サークル等）を設立したいときは？（学生課）

A 学生団体を設立したいときは、事前に学生係に相談の上、所定の「学生団体設立許可願」その他必要書類を提出してください。

（→21, 61 ページ参照）

Q 行事・集会を開催したいときは？（学生課）

A 代表責任者を決め、所定の「集会開催許可願」を学生係に提出して、許可を受けてください。

（→21 ページ参照）

Q 課外活動で大学の体育施設を利用したいときは？（学生課）

A 学生係で使用可能かどうか確認した上で、「体育施設使用願」を提出する等所定の手続きを行ってください。

（→21, 63 ページ参照）

Q 課外活動で学生会館3階の集会室等を使用したいときは？（学生課）

A 学生係で使用可能かどうか確認した上で、「集会室使用許可願」を提出する等所定の手続きを行ってください。

（→21, 63 ページ参照）

Q 貸出用物品を借りたいときは？（学生課）

A 学生係に申し出て、所定の手続きを行ってください。貸出期間は原則1週間以内です。

（→65 ページ参照）

Q 正課・課外活動中及び通学中等のけがで通院・入院したときは？（学生課）

A 保険金が支払われる場合があります。速やかに学生係に届け出てください。

（→49 ページ参照）

Q 授業料の免除・徴収猶予・月割分納を希望するときは？（学生課）

A 学生係で相談してください。

（→40 ページ参照）

Q 奨学金を受けたいときは？（学生課）

A 学生係で相談してください。（→41ページ参照）

Q アルバイトを紹介してほしいときは？（学生課）

A アルバイトの求人情報は、本学ウェブページ内にある「ライブキャンパス」内に掲示しています。

また、アルバイトに関する相談があれば、学生係に申し出てください。（→46ページ参照）

Q 就職問題で相談したいときは？（学生課）

A キャリア支援センターで相談してください。（→69ページ参照）

Q ボランティア活動の情報がほしいときは？（学生課）

A 掲示板で確認するか又はキャリア支援センターで相談してください。（→70ページ参照）

Q 学生宿舎に入居したいときは？（学生課）

A 学生係（TEL 088-687-6120）に申し出てください。（→48ページ参照）

Q 民間マンション等を探したいときは？（学生課）

A 詳しい情報は民間の不動産業者等に各自で問い合わせてください。

Q 留学のことで相談したいときは？（学生課）

A 国際交流係で相談してください。（→72ページ参照）

Q 障害があるため試験時や授業時や実習時に合理的配慮を受けたいと思ったときは？（学生なんでも相談室）

A 学生なんでも相談室を訪ねて、「合理的配慮を受けたい。」と言ってください。配慮事項を相談しながら、作成していきましょう。このとき、診断書が必要なことがあるので、準備しておきましょう。（→57ページ参照）

Q 授業についていけない、又はレポートの書き方が分からないときは？（学生なんでも相談室）

A 学生なんでも相談室を訪ねてください。授業の受け方やレポート作成の方法について一緒に考えましょう。（→57ページ参照）

Q 学修のことで悩んだり、学生生活でやる気がでなかったりするときは？（学生なんでも相談室）

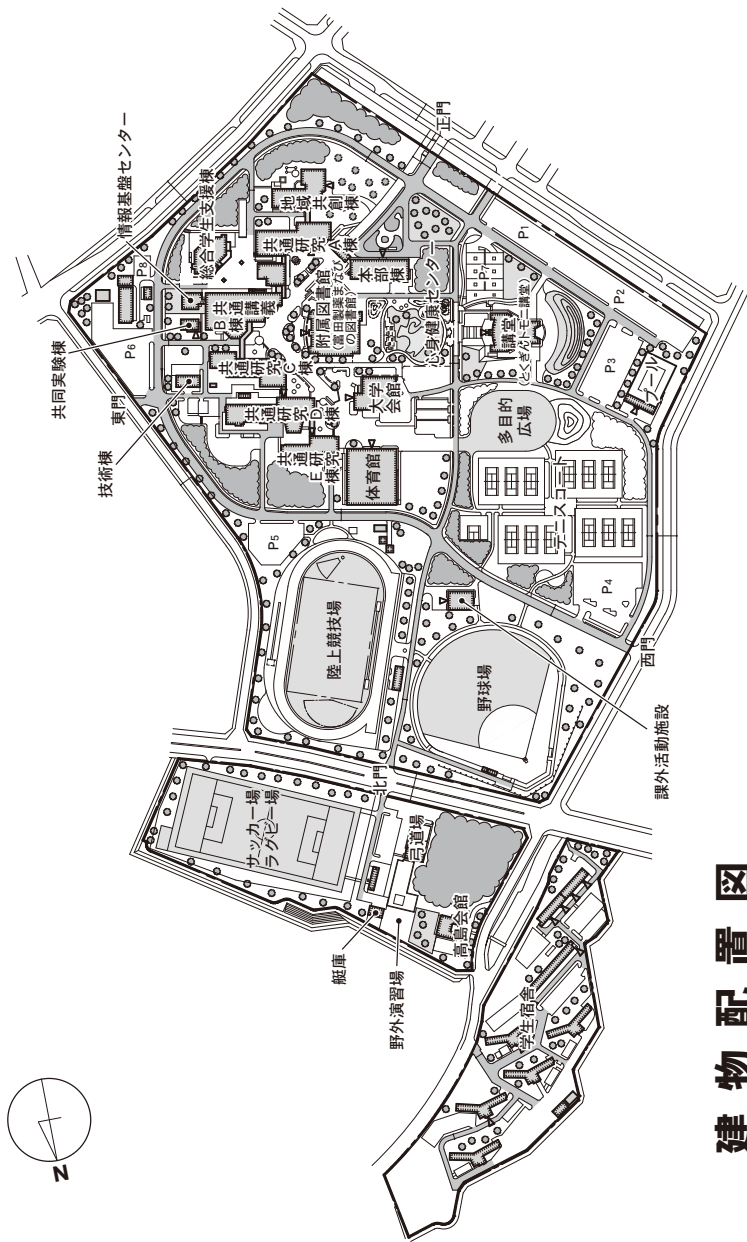
A 学生なんでも相談室を訪ねてください。リラックスしてお話ししながら一息つきませんか。（→57ページ参照）

Q 生まれもった性別とは違う性別で大学生生活を送りたいと思ったときは？（学生なんでも相談室）

A 学生なんでも相談室を訪ねてください。どうしたらあなたらしく学生生活を送られるか、一緒に考えていきましょう。（→57～59ページ参照）

Q 学内でいろいろな人のサポートをしてみたいと思ったときは？（学生なんでも相談室）

A 学生なんでも相談室では、ボランティアとして障害のある人等を支援するサポーターを募集しています。（→57ページ参照）



建物配置図



国立大学法人
鳴門教育大学

■ **編集発行**

鳴門教育大学学生課

■ **所在地**

〒772-8502
鳴門市鳴門町高島字中島748番地

■ **電話**

088 (687) 6117

■ **E-mail**

gakusei@naruto-u.ac.jp

■ **URL**

<https://www.naruto-u.ac.jp/>

